第1回定例会会議録

平成２９年　３月　６日（月）

開　議　午前１０時００分

○議長（古越　弘君）　おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開します。

ただいまの出席議員は１４名、全員の出席であります。

理事者側では、大井消防課長、所用のため欠席する旨の届け出がありました。

ほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

－－－日程第１　一般質問－－－

○議長（古越　弘君）　日程に従い、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏　　名	件　　名
１０４	１	野　元　三　夫	公共施設等総合管理計画の目的と課題は
			住民が利用したくなる「町民の森」に向けて
１２１	２	池　田　る　み	安心して子育てができる環境整備のために
			移住、定住対策について
１３７	３	五　味　高　明	マイナンバーカードの利活用を
			新年度予算案での新規事業とその進め方について
１５６	４	井　田　理　恵	広報・広聴の活発化でマンパワーある町づくりへ
			シルバー人材センターの今後について
			口腔ケアの啓発で疾患の重症化予防に
１７３	５	市　村　千恵子	部落差別解消推進法成立を受けて町は主体性ある対応を
			医療・介護の大幅な改正の内容と対応は

通告１番、野元三夫議員の質問を許可します。

野元三夫議員。

（６番　野元三夫君　登壇）

○６番（野元三夫君）　おはようございます。通告１番、議席番号６番、野元三夫です。

ただいま議長から報告ございましたが、消防課長が欠席されるというお話で、ヘリコプターの大きな事故があったということで、犠牲になられた方に対し御冥福をお祈りしたいと思います。

また、持ち時間が過ぎ、質問が尻切れとんぼになってしまうと、時間配分の悪さで自己嫌悪に陥ってしまいますので、早速質問に入りたいと思います。

今定例会での質問は２件の通告をしております。

１件は、公共施設等総合管理計画の目的と課題はという質問です。２件目は、住民が利用したくなる「町民の森」に向けてという質問でございます。

１件目の質問です。

２０１７年から２０３６年の２０年間を対象期間とする公共施設等管理計画が今議会に報告され、策定される予定になっております。これが冊子でございます。配られていないもので、ちょっとインターネットのほうから取り寄せました。期間は２０年間ですが、推計は５０年先を見据え、見直しは５年ごととされておりますので、多くの町民に計画の内容を知っていただき、多くの提言がされればと思い、質問することにいたしました。

まず、計画策定の目的と経過を説明ください。

また、年末年始にかけ町民からパブリックコメント、計画に対する意見を募集しましたが、どのような意見が出されたのかもお答えください。できましたら時間の都合上、お答えは短く簡潔にお願いいたします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

（企画財政課長　荻原春樹君　登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君）　それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

本計画につきましては、住民の安全安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくため、必要な公共施設を健全に保有し続けられる運営体制を確立していくことを目的としてございます。

現在、全国的に人口減少社会に突入しまして、当町においても、少子高齢化によ

る人口構造の急激な変化が訪れようとしております。町の公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、福祉・医療費の増加など、町財政は依然として厳しい状況が見込まれております。

このような状況の中、今後、中長期的な視点で必要な住民サービスや施設インフラ等が維持できるのか、御代田町の財政が成り立つのか見通しを立てるため、平成２５年度末より個別の施設について、施設等の維持管理計画を作成するなど、計画的な維持管理を図ってまいりました。

特に、指針がないまま個別施設について維持管理や更新の検討をしていたわけでございますが、２６年４月に国の指針が示され、これにのっとった公共施設等の全体的な方針として、御代田町公共施設等の総合管理計画を策定させていただくこととしてございます。

なお、年末から年始にかけて実施をしましたパブリックコメントにつきましては、特に意見等がない状況でございました。

以上です。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　今までは個別にそれぞれの施設ごとに計画を策定していたというお答えで、今回はそれをまとめて総合的に２０年、５０年先を見据えて公共施設を維持管理していくというお答えでいいかと思います。

２番目の質問ですが、対象となる公共施設はどのようなものを指すのか、概略御説明を願えればありがたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　それでは、今回策定の御代田町公共施設等の総合管理計画の対象となるものという御質問でございますが、町が保有します庁舎、学校などの建物や道路、上下水道管などのインフラ資産、全ての固定資産が対象となってございます。

以上です。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　一つお伺い、その中で町で管理している施設全て――インフラも含めて全てというお答えいただいたんですが、例えば電気や天然ガスなど企業――私企業が管理している生活インフラとの調整はどのようにお考えになるのか。

例えば、上下水道管の布設替えのときなどでの対応をどのように調整されるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　今回の計画につきましては、民間で所有をします電気ですとか、ガスといった管のことまでは考えておりません。全て町が所有する施設について管理していくということでございまして、特にそういったものについては計画の中に盛り込むような予定はこれまで持っておりません。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　なぜ私企業が管理しているものと、町で管理しているものというふうにちょっと今聞いたのは、例えば上下水道の布設替えで道路に穴を掘る場合と、それから、ガス管等でまた穴を掘る、ちょっとまた無駄な工事が行われる可能性があるし、今までも現状そのような、先週は上下水道が穴を掘りました。今週はガス管をというような事例も多々見受けられる場面がございましたので、せっかく計画を策定されるのであれば、管の寿命等いろいろあるかとは思うんですが、その辺も打ち合わせ対象にしていただければいいのかなというふうに考えましたので、ぜひそれも検討課題ということで、ひとつのせていただければありがたいと思います。

３番目の質問に移ります。

今、課長のお答えの中で、今回の計画を策定するに当たっては、国の指針があるというふうにお答えをいただきました。で、お伺いしたいのは、町としての優先課題はどのように考えているのか。

お答えの中で、学校や公民館など建物、それから道路や橋などの交通施設、上下水道などの生活インフラというふうに分けられるというお答えをいただいたんですが、国の指針に対して、町のこれから更新するに当たっての優先課題というのをどのように考えていらっしゃるのか。

一番端的に言えば、現庁舎はもう耐震性で劣っていて、今新庁舎の建設を行われております。中学校はもう改修を終わっております。次は、小学校になるのかな、保育園になるのかなということもありますでしょうし、あとこれから質問したいと思うんですが、上下水道管の交換等々あると思うんですが、今、町で考えていらっしゃる優先課題というのをちょっとお答えいただければありがたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをいたします。

町としての優先課題ということでございますが、現状としますと、町のほうの非常に大きな課題としては財政の問題が課題となっている状況がございます。施設的に見ますと、体育施設等の老朽化が進んできている、あるいは公共下水道の更新といった非常に大きな経費がかかることが見込まれている事業がございます。

ただ、現状としますと、その総合管理計画の大枠の計画を今回策定をさせていただきまして、来年度から４年間にかけて個別の施設について検討を、細部に検討をしていきたいという状況でおりますので、優先課題等につきましては、この個別の課題を積み上げる中で順番等検討していくことになるというふうに考えているところです。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　なぜこんな優先課題はという質問したかといいますと、次の４番目の質問に移るんですが、４番目の質問として、管理計画の中に議会や住民との情報共有の進め方ということで、本計画及び個別の施設に関する計画は、施設のあり方を考え、まちづくりにつなげるのが目的の一つであるため、わかりやすく情報を公開し、議会や住民との情報共有に努めるものとされております。

進め方は、今の来年度から５年間かけていろいろ個別のものを対象にするというお答えをいただきました。

１番目の質問で、パブリックコメントの募集に関しては回答がございましたかという質問をお伺いしたんですが、１件もなかったというふうにお答えいただきました。私もパブリックコメントの募集に当たり回覧板を見たり、ホームページを見たり、計画案の冊子を見たりしましたが、何をどのように意見を出せばよいのか皆目見当がつきませんでした。

冊子を読んでも抽象的過ぎて、これは２０年、５０年先のことなんで抽象的なことしか書いていないのはわかりますが、町の課題が何なのか、優先的に取り組みたい課題が何なのか、理解をすることができませんでした。

計画の説明では、５年ごとの見直しという文言が明記されております。ですから、先ほど町の優先課題はないというふうにお答えいただいたんですが、もう少し精査をしてパブリックコメントを募集するべきでなかったのかなというふうに、まず考えます。そしてこの件にかかわらず、意見募集――パブリックコメントを募集する

ときには、もう少しわかりやすく何を行いたいのかという説明が必要だと考えますが、その点についてはいかがなようにお考えでしょうか。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、今回、パブリックコメントを実施をさせていただきました。反省としますと、やはり議員おっしゃるとおり、もっとよく整理をして課題等を明確にして、なおかつ、住民の皆様にもっとわかりやすい説明等をつけた上で実施すべきであったのかなというところで、反省をしているところでございます。

役場の内部でも、いろいろほかの課長等からも御意見をいただいているところでございまして、今回、そういった御意見をいただく中で、個別施設計画を次の４年間で策定するような形になりますので、もっと公に情報を共有できるような形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今後については、施設のコストですとか使い方が明らかになる、明らかにした上で行政だけではなくて、住民の皆さんの視点も十分理解をして、御意見をいただけるような方策を考えていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　今やじで素直に認めるじゃないかというふうにお話があったんですが、ぜひ、今回の計画は本当にもう長期的なものではあるとは思うんですが、優先課題はという質問に対しては、体育施設、それからインフラ関係というようなお話もございましたので、もう少し細かく、優先課題ということを一つのものとして説明をいただければ、パブリックコメントも意見もたくさん出てくるかとは思いますので、ぜひそのような方向でお願いいたします。

次の質問に移ります。５番目の質問です。基金積み立ての考え方をお伺いいたします。

まず、全般的な考え方と積立基金の種類をお話しいただいた後に、昨年６月の議会でも、もしものことがあり、水道管を全て布設替えをした場合に幾らぐらいかかるかとの監査委員からの質問に、建設水道課長は、仮に１ｍ当たり５万円かかるとして、埋設管は約１００㎞あるので５０億円ほどかかると回答されておりました。

飲み水は生活になくてはならないものなので、特に水道関係の改修計画と基金積み立ての計画、基金残高等をお答えください。

○議長（古越　弘君）　大井建設水道課長。

（建設水道課長　大井政彦君　登壇）

○建設水道課長（大井政彦君）　お答えします。

まず、じゃ、基金の積み立ての関係からでよろしいですか。

○６番（野元三夫君）　どうしましょう。すみません、課長が出てこられたんで、水道関係のほうを先にお答えいただいて、後、全般的な基金の種類とか考え方をお答えいただければ。

○建設水道課長（大井政彦君）　最初、基金というお話しされたものですから。

○６番（野元三夫君）　はい、じゃ、お願いします。

○建設水道課長（大井政彦君）　水道のほうのまず基金から、じゃ。

○６番（野元三夫君）　お願いします。

○建設水道課長（大井政彦君）　多額の更新する投資が発生するわけなんですが、どこの市町村でも財源の確保というのは大きな課題になってございます。水道の関係につきましては、統合前の簡易水道の際に積み立てた基金が約７億円ございました。この基金だけでは財源確保というものは不十分でございます。

御代田小沼水道事業会計では、地方公営企業法第３２条に基づいて、御代田町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定め、毎事業年度利益が生じた場合、残額の２分の１以上を建設改良積立基金に充てるとしてございます。更新に備えておるわけでございます。

また、不測の事態に備えて本年度からは特別修繕引当金を設け、更新投資に備え財務基盤を強化してございます。

それとあと下水道のほうもいいですか。

○６番（野元三夫君）　はい、お願いします。

○建設水道課長（大井政彦君）　水道だけじゃなく、下水道もいいですかね。下水道につきましては、現在下水道建設基金を設けています。改築更新の際にこの基金の取り崩しもできます。

しかし、現在の積立額では全体の更新費用の全てを賄うことが到底できません。そのため、将来的な施設更新のために新たに基金へ積み立てを行っていく必要がありますが、現在の下水道事業の収支状況は大変厳しいものでございまして、決算上改築更新費用に充てるための余剰金はございません。毎年基金の預金利息約１０万

円のみ積み立てをしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをいたします。

基金ということで、計画の中では大規模改修等に備えた基金を積み立てていきたいということで計上をさせていただいてございます。現状特別な施設に対するための基金としましては、公園整備基金ですとか教育施設整備基金、あと下水道基金等の特定の目的に係る基金を設置をしているところでございますが、今後は大規模改修の費用、建てかえに係る経費として、大規模改修の想定額の５０％を目指して積み立てを行っていきたいというようなことで考えております。

これについては、大規模修繕が行われていない比較的新しい施設であります「エコールみよた」、御代田中学校で試験的に導入をしていきたいということで、来年度この基金を設けるようなことで、現在検討に入っているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　いずれにしましても、基金不足に陥って改修ができないということがないように精査してお願いします。

で、もう１点、今議会に提出されている２８年度一般会計補正予算案に教育施設整備基金７，６００万円が計上されているところなんですが、目的と対象施設、それから基金残高、これをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古越　弘君）　内堀教育次長。

（教育次長　内堀岳夫君　登壇）

○教育次長（内堀岳夫君）　お答えいたします。

今回の積立金は、町長招集の挨拶にもあったとおり、社会体育施設老朽化しておりますので、それに備えるために今回積み立てております。

具体的にこの施設をこうするというのはちょっと考えておりませんが、そういったための基金が教育施設整備の財源に充てる基金ということで積み立てておりますので、そのための積立金でございます。

なお、ちょっと基金の残高については今手持ちの資料ございませんので、また後ほど回答いたします。

以上でございます。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　はい、わかりました。６番目の質問に移ります。

この計画の中には、民間活力の導入という項目があるんですが、まず、民間活力導入の基本方針をお聞かせいただいた後、施設、箱物に関するものと、それから運営に関するものと２つに大まかに分けることができると思うんですが、その考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　民間活力の導入についてという御質問でございます。

民間活力の導入につきましては、必要な公共サービスを確保しつつ、公共施設を最大限に活用できるようにということで、できるものについては導入していく方針でいきたいというふうに考えているところであります。

また、活力の導入に当たっては、公共的意識と事業の運営能力を持った民間企業と、その能力を生かすための行政側の資質や体制づくりが鍵となってくるのかなというふうに考えているところであります。そのため、職員研修等の人材育成については、今後進めていきたいというところでございます。

それと箱物ですとか、それ以外のものというような御質問でございますけれども、現状についてはそれぞれ個々の施設ごとの計画はこれからということで、方針とすれば民間活力を大いに取り入れていきたいという方針は決まっているんですけれども、個々のものについてそれが可能なのかどうか、そういった検討については今後やって、検討を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　民間活力導入についてはこれから検討されていくというお答えかと思います。

こちらの冊子の中に、英語でＰＦＩとかＰＰＰというような民間活力の導入の方法についての説明もございましたが、私、回答するよりちょっとＰＦＩとかＰＰＰというような文言についてどういう考えなのかというのをちょっと簡単に御説明いただければありがたいなと思うんですが。１９ページにございます。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　それでは、１９ページの民間施設・ノウハウの活用というようなところで、原文を読みながら御紹介をさせていただきます。

社会経済の環境の変化や利用状況に応じて、施設の用途や規模などについて柔軟に対応していくためには、町が施設を整備・保有するよりも民間施設やノウハウを活用したほうが有利な場合があります。

必要なサービスの提供に当たって、民間活力の導入を積極的に検討することで保有量の縮減や財政負担の軽減を目指します。

したがって、施設の整備については、ＰＦＩやＰＰＰの導入により、民間の金融審査の視点を取り入れるなど戦略的に取り組み、管理・運営についても指定管理者制度をさらに進めるなど、民間との連携を図ります。

という形でのせさせていただいてあります。

ＰＦＩについては、プライベート・ファイナンス・イニシアチブという訳になっておりまして、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法をいいます。

ＰＰＰとは、パブリック・プライベート・パートナーシップということでございまして、公民の連携であると。こちらは何らかの政策のために行われる事業を、官、民、市民が役割分担をして実施する手法をいうと規定されているところでございます。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　私も英語での説明というのはちょっとよくわからないもので、本当困ります。

私もこのＰＰＰというのは興味がありまして、以前から少しずつ勉強させてもらっていたんですが、岩手県の紫波町というところで、１０年以上未利用だったＪＲ東北本線の紫波中央駅前の町有地、面積は１０haということで、広大なもので町内でいいますと、１３町歩というところの面積に匹敵するぐらいのところなんだとは思うんですが、そこの１０haをＰＰＰの手法を使い、役場庁舎、図書館、産直センター、子育て支援センター、病院、それからあと飲食店などを集中的に配置し、人口３万人の町に年間８０万人もの人が集まるような開発を成功させたというような事例もあるようでございます。

ですから、私もこういうような手法はとても有効だと思いますので、検討するべ

きだと思います。

また、民間に経営や管理を任せてはいけない分野もあるとは思うんですが、町としてどのような分野を任せられないというふうに把握されているのか、お考えになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えいたします。

ちょっと難しい御質問をいただいたような、今、頭の中でちょっと整理をできてはいないんですけれども、民間に任せられない事業、ちょっとなかなか思いつかないところであります。

役場の中でやっている個人情報の部門ですとか、そういったものについてはなかなか民間のほうにお任せするようなことができないのかななんて考えたりするんですが、ちょっと回答になっていないかと思うんですけれども、ちょっと現状ですぐお答えができなくて申しわけないんですけれども、今後、そういった部分についても細部検討させていただいて、しっかりすみ分けというんですか、そういったところを考えていかなければいけないのかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　これについても、民間活力の導入というように言っても、これから考えていかなければいけないことだとは思っていますので、精査をしていただければありがたいと思います。

最後に、私、先日もある、ちょっと行政の名前忘れてしまったんですが、刻みノリでノロウイルスが発生したなんていうような問題がございましたが、私、以前にも学校給食、学校共同調理場の件で、これについては、民間導入は反対だという立場での一般質問をしたわけでございますが、学校給食のあり方検討委員会の進捗状況を一言御説明いただければありがたいと思います。

○議長（古越　弘君）　内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君）　お答えいたします。

ちょうど先週の３月の２日の日に第３回の検討委員会を開きまして、検討している最中でございます。今、ほかの給食センターを視察しまして、メリット、デメリット、そういうものを委員の皆さんに示して、そういった中で検討しているところでございます。

また、来年１年間ありますので、その中で方向性を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　まだまだこれからということで、推移を見守っていきたいと思います。

１件目の質問は終わりにしまして、住民が利用したくなる「町民の森」に向けてという質問に移らせてもらいます。

町民の森とは、旧苗畑跡地のことで、たびたび利活用などについて同僚議員から一般質問をされている案件です。

１番目の質問です。何回も一般質問や全員協議会において、町民の森の成立過程や森に対する町の現状認識などはお聞きしました。

１２月議会でも五味議員の質問に、町長は購入理由と現状認識は語られましたが、現在に至る経過などは語られませんでした。毎年人口が増える町なので、町民の森を知らないという住民も多いと思います。再度、購入理由と現在に至る経過、それから森に対する現状認識を時間の関係上、すみませんが、簡潔明瞭にお答えいただければありがたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　それでは、町民の森の成立過程と森に対する現状認識はということで、私のほうから御回答させていただきます。

町民の森につきましては、当時の議会議員の皆様や農業委員会の皆様、小沼地区の区長会の皆様から、外国資本等による水源地の買収や民間の乱開発などの防止を目的に取得することについて要請を受け、平成１５年３月１７日に取得をしたところでございます。

全体面積９万３，１７８．１２ｍ^2、当時１億８，５００万円で取得をしました。その後、エコステーションの問題などございましたが、当時購入に当たって借り入れました地域活性化事業債の起債申請内容から、地域環境保全のための森林を整備し、町民の保健・休養に役立てる場として平成２０年３月議会定例会において、御代田町町民の森設置及び管理に関する条例を制定しまして、現在に至っております。

また、現状としましては、年間約１００万円をかけ草刈りなどの実施をしまして、

維持管理を続けてきているところでございます。

それと、昨年の１１月２１日の議会の全員協議会で御説明を申し上げましたが、現在、この土地を有効活用したいという申し出がございまして、交渉をしているところでございます。

以上です。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　２番目の質問で聞こうかと思ったこと、お答えいただいてしまったんですが、２番目の質問では、町民の森条例が設置されているということであれば、公共施設等管理計画の中に当然含まれているはずです。

また、管理については幾らぐらいという質問をしようと思ったんですが、草刈りのために年間１００万円をかけて、水源涵養という名目でかけられているというお答えでございました。

次の３番目の質問ということで移りたいんですが、町民の森有効計画に、融雪型火山泥流対策でのコンクリートブロックを貯蔵しておくストックヤード計画がまず１点ございますが、その現状と、今お話しいただいた中でのホテル計画ということが持ち上がっているようでございますが、その進捗状況、この２点についてお答えください。

○議長（古越　弘君）　尾台総務課長。

（総務課長　尾台清注君　登壇）

○総務課長（尾台清注君）　それでは、まず最初に、融雪型火山泥流対策についての現状と今後の対応について、これは防災の観点のほうからお答えをさせていただきます。

砂防堰堤の設置は、噴火が始まってからではその変化に対応することはできません。そのために、平成２４年全員協議会にて、町より急遽苗畑上部にストックヤードを設置したい旨の説明をさせていただくことをお願いいたしまして、このときに環境に及ぼす影響等の問題も議員の皆様からも提案されましたけれども、重要性と緊急性を御理解いただく中で、議会の皆様には苦渋の決断をいただいた経過がございます。

しかしながら、現実この事業を進めることができずに今日に至っております。

防災担当としては、恒久的な砂防堰堤の設置とともに、町内にストックヤード、コンクリートブロックのストックヤードを設置することは必要なことだと考えてお

りますので、苗畑の上部にこだわることなく、継続的に協議を行っておりますけれども、残念ながら今のところ結論を出せずにおります。

現在、国土交通省の利根川水系事務所によりまして、コンクリートブロックを利用した減災事業が進められております。これについてちょっと説明をさせていただこうと思っておりますが、これは平成２７年の噴火を受けてのあくまでも緊急暫定減災事業として、１，０００ｍ林道上部の濁川に１カ所、舟ヶ沢に２カ所設置する工事が現在進められてございます。

なお、あくまでもこの工事は暫定的なもので、これから恒久的な堰堤工事が行われることとなります。

また、この恒久施設を補うものとしての位置づけから、コンクリートブロックが必要となり、そのためのストックヤードの町内の設置は町民の生命、財産を守ることができる必要不可欠な事業と認識してございます。そして、今後、御代田町が工場誘致・人口増加策を行うに当たり、デメリットとなる要因を消すことができる事業でもあります。

そのため、これらを防ぐために国交省のハード事業を展開していただくことを強く求めていきながら、協力するわけですけれども、この恒久的な事業については、さすがに町の単独で行うことは非常に難しいと思っております。そういう中では、これからも引き続きストックヤードの協議については参加して、一部は国有林の中にもストックをするという話は浅間事務所のほうでも持っておりますけれども、そこには全て置き切れませんので、できるだけ町内にそういう置く場所について協力できる方法を一生懸命協議してまいりたいと思っております。

そういうことから、実は利根川水系の浅間山出張所が今浅科にございますけれども、それを御代田町に来ていただくようにというお話も現在させていただいているところでございます。

活用、ホテル等につきましては、企画財政のほうからお答えさせていただきます。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　それでは、有効活用を希望している企業について、現状等をお話しさせていただきます。

昨年４月、私、企画財政課に参りまして、それと同時に苗畑の跡地でホテルのほうをやりたいということで相談を受けました。計画については、１１月の全員協議

会のほうでも御説明をさせていただきましたが、コテージ等のホテルあるいは温泉を利用した数十戸程度のホテルとともに、レストラン経営を行う計画でございます。

課題等が幾つかございましたので、その課題についてそれぞれ協議を先方さんとしてきてございます。

その後でございますが、２月の２６日の日に塩野区民の皆様へ今回の計画について説明会に入らせていただきました。

その説明会を受けまして、また３月の２１日から２５日までの間に３日間に分けまして、また、塩野区の皆さんへ町の計画等も含めまして再度御説明をしたいということで、説明会を開催する予定になってございます。

先方のホテルのほうでは、４月末までにあそこの苗畑の跡地での今回の計画についてできるのかできないのか、そういうことの返事をしていただきたいということで承っておりまして、現在、塩野区民の皆様に説明をして、４月の末までにはあそこの場所で運営ができるような形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　わかりました。

４番目の質問に移りたいんですが、まず、ストックヤードについては、まだ話が進んでいないというお答えで、ホテルに対しては今説明会が始まっているというお答えだと思います。

今お聞きしたホテル開発に反対するわけではないんですが、町民の森の利活用についてはいろいろ具体的な話が進んでいるようなので、もう少し町の考え方をわかりやすくして、情報公開し、パブリックコメント、意見募集をするべきではないかなというふうに考えるんですが、またそれについては、町長は、以前からよい活用方法があれば提案をしていただきたいということを一般質問での回答でたびたびされておりますので、本当にこの機会にぜひパブリックコメントというのを実施したらどうかなというふうに思うんですが、その点について一言だけお願いいたします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをいたします。

現状、下段の部分についてはそういうことで企業の皆さんと協議をして、ぜひこ

ちらに進出していただきたいということで町の考え等お示しをする中で、協議を重ねてございます。

そのほかの上段の部分についてでございますが、先ほど総務課長のほうからも御説明をさせていただいてございますが、ストックヤードの問題が全て解決している状況にございませんので、パブリックコメントということでございますが、現状としましては、その段階でないのかなというふうに考えているところであります。

また、ストックヤードの問題が解消といいますか、解決したところで残った部分についてパブリックコメントというようなことで意見募集をすることについても、考えていくべきであるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　最後の質問に移ります。

町長は、町民の森の活用について、ちょっと私見を含めて発言したいと思うんですが、町長は以前から町民の森は水源涵養のため重要な森なので、大きな開発はすべきでないと発言されておりました。これは間違いないですよね。

そこで、私見を述べたいと思います。ホテルについては、下段を利用して話が進まっている状況、上段のストックヤードについては、まだ話が進行中、総務課長のお話しですと、ストックヤードについてはそこにこだわらないというようなお答え、一言もいただきましたので、一番上段の件についてちょっと私見を述べたいと思うんですが、こちら１２月議会号のみよただよりなんですが、ここの裏面に「みんなの声」というのがございます。そこのところで、今や巨大なランニング市場があるので、１，０００ｍ林道と町民の森を利用し、クロスカントリーコースを設置したらどうかというような提言が一つ出されております。

そこに私は自然埋葬の公園墓地を併設したらどうかなというふうに個人的に考えております。自然埋葬といっても幾つかの方法があるかと思います。大きく散骨と樹木葬というふうに分けられるかとは思うんですが、その辺ちょっと時間がもうあと１０分ぐらいしかないので、町民課長、すみませんが、簡単に御説明お願いいたします。

○議長（古越　弘君）　荻原町民課長。

（町民課長　荻原　浩君　登壇）

○町民課長（荻原　浩君）　それでは、お答えいたします。

いわゆる樹木葬につきましては、一般的な見解なんですが、平成１６年に厚生労働省から見解が示されておりまして、地面に穴を掘って、その穴の中に焼骨をまいた上で、その上に樹木の苗木を植えたり、土をかけたり、落ち葉等かけるという行為につきましては、墓地、埋葬等に関する法律の第４条にいう焼骨の埋蔵に該当するというふうに解されるという見解が出されておりますので、樹木葬につきましては墓地埋葬法に該当して、現在、県知事から委任を受けております許可権者であります町長の裁量で、申請や許可が必要となってくるというところでございます。

散骨につきましては、最近のまだ新しい考え方でございまして、墓地埋葬法につきましては、昭和２３年に制定されてもう６９年たっておりまして、散骨についての想定はされておりません。だから、現在は散骨についてはこの法律の中には含まれないという解釈がされています。

ただ、意識調査が平成２年とか平成１０年にやられておりまして、国民の意識調査の中では、散骨については容認されているんですけれど、町なかですとか水源地、公園などでは行うべきではないという意見が８割から９割を占めているというような状況が示されております。

以上です。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　今、散骨と樹木葬ということで説明いただいたんですが、大きな違いは墓地埋葬法によるのかよらないのかということでよろしいでしょうか。

もし仮に、今の一番上の段のことだけで個人的に考えておるんですが、町民の森に公園墓地を設置するということは、周辺住民の意見等もあるかとは思うんですが、可能かどうか、それだけちょっとお答えください。

○議長（古越　弘君）　荻原町民課長。

○町民課長（荻原　浩君）　先ほど申し上げましたとおり、特に法的な規制はございませんので、可能性はあるかなと思いますが、やはり住民感情等が一番大事になってくるかと思います。

以上です。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　そうですね、私も埋葬については住民感情というのが一番大切な

ものだと思います。

ただし、日本人は古来より、亡くなると山に魂が帰っていくと考えられていたようです。北に雄大な浅間山を背負い、南に八ヶ岳連峰を望む風光明媚な町民の森の一部を聖地にできれば、大きな開発も計画されることもなく、水源涵養の森を守ることができるし、また、クロスカントリーコースも設置されれば、多くの人が楽しむことができる公園になるのかなというふうに考えます。

また、今住民感情ということで、ホテルの上部にというようなお話ではございますが、ホテル利用者で自然葬を希望される方がいた場合、ホテル利用のリピーター対策にもなり得るのかなというような考えも個人的にはなっております。

このような計画は、先ほど説明のありました英語のＰＦＩとかＰＰＰなんていうような民間活力を利用できればいいのかなというふうに考える次第なんですが、その辺はどのようにお考えになられるのか、お答えいただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えさせていただきます。

現在、下段の部分につきましては、ホテルの建設ということで協議をさせていただいております。上部の部分でそのようなお考えをお持ちということでありますけれども、非常に大変申しわけございませんが、ホテル等のイメージにそぐわない施設なのかなというふうに私は考えているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　野元三夫議員。

○６番（野元三夫君）　こういう施設に関しては、どうしても個人個人いろいろお考えもあります。いずれにしましても、パブリックコメントを募集し、みんなで有効活用の将来像を考えることはとても楽しいことなのではないかなというふうに考えますが、自然の埋葬ということも提言の一つということにお考えをいただいて、ぜひパブリックコメントを募集する方向で検討していただきたいということを申し上げまして、私の質問の全てを終わりにいたします。

○議長（古越　弘君）　以上で、通告１番、野元三夫議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午前１０時５８分）

（休　　憩）

（午前１１時０８分）

○議長（古越　弘君）　休憩前に引続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告２番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

（１番　池田るみ君　登壇）

○１番（池田るみ君）　通告番号２番、議席番号１番、池田るみです。本日は、２点について質問いたします。

安心して子育てができる環境整備のためにと移住、定住対策についてです。

通告に従いまして、１つ目の安心して子育てができる環境整備のためにの質問に入ります。

産後うつの予防や新生児への虐待予防を図るため、平成２９年から国は産婦健康診査の費用助成を始めます。出産した女性は、子育てに対する不安や重圧でストレスをため、抑うつ状態に陥り、強い疲労感や絶望感を覚え、中には子どもに対する愛着を持てずに育児放棄や虐待につながるケースもあります。ホルモンのバランスの変化が原因の一つで、１０人に１人程度がなるとされ、初産の場合は出産後２週間ごろに発症のリスクが高いことが国の研究でわかっています。

現在、１カ月健診が行われていますが、乳児に対し発育を確認することが中心であります。母親にも目を向け、不調の兆しを早めに見つけ、相談窓口など適切なケアにつなげるため、産後の２週間と１カ月の産婦健診の計２回の費用を各回５，０００円を上限に国と市町村が２分の１ずつ負担します。

また、出産をした医療機関以外での健診も対象になります。健診では、出産後、母親の体がきちんと回復しているか、授乳がうまくできているかなど、子育ての悩みを幅広く聞き取って、必要であれば自治体の育児相談や指導を進めます。この事業を行うことにより、産後ケアを受けなければならない対象の方がより明確となります。

当町では、産婦健康診査の導入についてはどのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長　古畑洋子君　登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君）　お答えいたします。

産後の母親に対して行う産婦健診につきましては、現時点で当町を含め近隣自治体で行っているところはございません。

子育てをこれから行っていくという世代にとっては、産後の健診に限らず、出産前の定期的な健診にかかわる費用が経済的に大きな負担となるため、全国的には各自治体で妊婦健診の段階で助成を行っているところでございます。

県内においても、各市町村で妊婦健康診査の費用の助成を行っており、当町では基本健診１４回分と追加検査４回分、超音波検査１回分について助成券の交付という形で助成を行っており、平成２７年度は１３０名、今年度も２月時点で１０２名の方が利用され、１人当たり９万５，０００円の補助を行っております。

また、助成券の利用ができない県内の医療機関で受診されている方に対しては、補助金という形で受診した検査項目に応じて長野県の基準にあわせた額を支給しています。平成２７年度は１０名、今年度は２月末時点で９名の方に補助金を支給し、１人当たり３万１，０００円ほどの支給額となっております。

以上でございます。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　近隣の市町村も含め、産婦健診がしていないということで、それに対して国も補助を出すからぜひ進めていただきたいということで、予算がとられてくるとは思うんですけれども、今後について産婦健診、今はいろいろなちょっと調べたんですけれども、制約があったり、自治体がしっかりと産後ケアを行っているところとか、対象が決まっているようなんですけれども、それがだんだんと緩和されて対象自治体をふやす方針で国も進めていますので、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　お答えいたします。

今議員のおっしゃる産婦健診につきましては、産後の初期段階における母子に対する支援ということで、厚生労働省では産後のうつの予防等を図る観点から、産婦健診にかかわる費用の助成を今後予定されている状況でございます。

池田議員がおっしゃるように、この事業の要件がございまして、その要件３点というふうになっております。

まず１つ目でございますが、産婦健診において母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施する、これは医療機関の問題でございます。

２つ目でございますけれども、産婦健診の結果が健診実施機関から市町村へ速やかに報告されるよう体制を整備するという問題がございます。

３つ目でございますけれども、産婦健診の結果、支援が必要と判断される産婦に対して産後ケアを実施する、こちらの要件となっております。

この事業でございますけれども、支援が必要な産婦を把握するだけではなく、適切な支援につなげるということを目指すものでございます。こういった内容が体制がとれてからのスタートという形になるかと思います。

今後は、国からの情報、まだ細かい内容が来ておりませんので、その情報とあとやはり近隣自治体の動向等を注視しまして、導入検討についてその辺がつなげられるようには検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　では、産婦健診を始めるに当たっては、産後ケアの充実、体制が整うことが必要ということで、次の２番目の質問に入ってまいりたいと思います。

小諸市では、子育て支援の事業で、産後の母親に保険外となる母乳相談などの産後サポート費用助成を行っています。出産した母親へ１，０００円の助成券を６枚交付しています。使用期間は出産後６カ月以内で、産科医や助産所において、母乳マッサージ等の乳房管理指導、沐浴、授乳などの育児指導や必要な指導を受けるときに、１回に４枚まで使用できます。

以前に一般質問で産後ケアについて質問した際に、当町では心配と思われる母親を必要に応じて助産院につないでいって、そのほとんどが母乳指導に関するということでした。産後のお母さんが少しでも不安に思ったとき、困ったときに経済的負担を考えることなく、いつでも産科医や助産所で診ていただけるように母乳相談などの産後サポートの費用助成について、また産後ケアの充実についての考えをお伺いいたします。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　お答えいたします。

産後ケアでございますけれども、産後退院した後の母親の心身のケアや育児に関

する指導、カウンセリングなどのサポートを行うものであります。

当町の取り組みにつきましては、今池田議員がおっしゃられたように、以前の一般質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、佐久市にあります開業助産院を必要に応じて紹介しているところでございます。

また、今年度から長野県において、産後ケアアドバイザー派遣事業が開始されております。助産師によります家庭訪問、母親学級、集団指導、デイケア、授乳の技術指導、宿泊サービスなどが県の負担で行われているものでございます。

当町もこの事業を利用しまして、東御市にあります助産所とうみでの宿泊サービスを利用されている方がおります。

産後のサポートにつきましては、やはり町の保健師による新生児訪問、乳幼児健康相談を初め、地域においても、子育て支援のための事業が幾つか展開されているような状況でございます。

今池田議員がおっしゃられた小諸市の取り組みもやはり非常に大事な部分かというふうに思っておりますので、そういった内容について妊産婦の方に周知しているところではございますが、今当町が実施している県の産後アドバイザー派遣事業も、２９年度までとなっておりますので、今後の利用状況を確認しながら、やはり近隣自治体の状況などを踏まえまして、町の費用助成についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　アドバイザー事業なんですけれども、これも昨年の１０月には小諸市でも行っていまして、ぜひ当町でも利用していただければと思っていて、質問もしようと思っていたんですが、実際には今もう、とうみの宿泊サービスを利用している方もいらっしゃるということで、まずは２９年度はそれでしっかり対応できるかとは思うんですが、また２９年度でこの事業も終わってしまいますので、先のことについては、またしっかりと様子を見ながら考えていただきたいと思います。

またこの補助のことについても、検討していただけるということですので、またよろしくお願いいたします。

では、次の３番目の質問に入ってまいりたいと思います。

子育てで母親が孤立をしないためには、パートナーである父親の深い理解と育児、

家事への参加が必要です。そのためには、子育てをしながら生き生きと働ける職場環境づくりが必要です。

１９９１年に育児休業法が制定され、男女に関係なく育児休業を取得することができます。女性の取得率は２００７年度から８０％を超えるようになりましたが、男性の育休取得率は２％台にとどまっています。

厚生労働省は、２０１０年度より２０２０年度に男性の育休取得率を１３％にすることを目標に掲げ、男性の子育て参加や育児休業取得の促進を目的としたイクメンプロジェクトを２０１０年6月１７日より始動し、また育児・介護休業法の改正を行うなど、育児休業をとりやすくしています。

しかし、法律や制度の面から整備を進めても、男性の育児休業取得は進まずに２％と、目標としている１３％にはほど遠い状況であります。

厚労省の委託調査では、育児休業を取得しなかった理由には、職場が取得しづらい雰囲気だったや、就業が多く業務が繁忙であるなどが上位に上がり、問題は制度だけでなく、職場環境や雰囲気も大きく影響をしています。身近な上司や同僚など、職場全体の理解が広まることが育児休業の取得の向上につながっていくと思います。

そのことからも、育児に積極的にかかわる男性――イクメンの部下へ育児休業の取得を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダー、イクボスをふやしていく取り組みが重要です。

御代田町の企業や住民へイクメン、イクボスをふやす取り組みの現状を伺います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

（企画財政課長　荻原春樹君　登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君）　イクメン、イクボスについての取り組みということで私のほうから回答をさせていただきます。

イクボスにつきましては、今年度、長野県が策定しました第４次長野県男女共同参画計画において、初めて記載された言葉でございます。イクボス宣言につきましては、一般社団法人長野県連合婦人会の発案により、長野県との共同で行われている取り組みでございます。

企業や団体、行政機関等の事業者、あるいは管理職が従業員や部下の仕事と子育て、介護の両立支援を宣言するものでございます。これを「イクボス・温かボス宣言」と称しまして、職場におけるワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の推進

に取り組むものでございます。

御代田町役場として、また管理職におきましても、イクボス宣言を行ってはおりませんが、全県では宣言を行う自治体や企業も徐々にふえてきている状況にあります。

２月２５日の新聞記事にも、上田小県と坂城町の５市町村の首長が「イクボス・温かボス宣言」をしたと紹介されております。宣言を行うことはあくまで団体、企業や職員の任意になりますが、イクボスをふやす取り組みとして、まずは役場全体から宣言に取り組んでいく必要があるというように感じているところでございます。

現状は、役場、あるいは管理職の中でも宣言をした者はいないような状況となっております。

○議長（古越　弘君）　茂木町長、この件に関してはいかがですか。いいですか。

池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　すみません、今イクボス宣言にもちょっと触れていただいたんですけれども、今イクメンとかイクボスをふやす取り組みについて宣言をしていく方向でという話があったんですけれども、そのことについてちょっと提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

育児に積極的にかかわる父親を示すイクメンはふえています。しかし、育児に携わることに不安を抱えているお父さんもいることから、父親の子育てを応援するために、子育てに関する情報が詰まった父子手帳を導入する自治体がふえ、最近では市町村でも作成が進んでいます。当町でも父子手帳の作成をしてはどうでしょうか。

また、子育てに関する心構えを学んだりする父親学級や父親同士で気軽に育児の悩みを話し合ったり、情報交換ができるイクメンの交流会の開催や、男性の育児休業に対する企業全体の意識向上のための講演会や研修会の開催を提案いたします。

このような取り組みについてどのように考えるか、お聞きしたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　ただいま池田議員さんよりイクメンの増はしてきているけれども、なかなか制度と申しますか、休暇をとりづらい状況ですとか、そういうのがあるといった中で、父子手帳の作成ですとか、イクメンの交流会などの実施を検討してはどうかという御提案をいただきました。

提案につきましては、それぞれ実施団体等もあるかというふうに考えております。

そういったところの実施状況あるいは効果等学んでうちでも取り入れることができるのかどうか、検討をしていきたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　ぜひまた検討していただいて、お願いしたいと思います。

御代田町役場職員の男性の育児休暇の取得は進んでいるのか、どのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（古越　弘君）　尾台総務課長。

（総務課長　尾台清注君　登壇）

○総務課長（尾台清注君）　お答えいたします。

御代田町の職員の中では、私、総務のところなので職員もおりますので、とるようにという勧めはしてございます。そういうことながら、先ほども池田るみ議員のお話もありましたけれども、上司は私も十分に理解はしてございますけれども、いざとなると本人たちがやはり今業務のもともとのベースのところから見直しをしないと、職員が育児休暇をとるだけのところを自分で抑えてしまうということになると思います。

その動きも国から県へ、県から町へと順繰りに下へ流れてきてございますけれども、そこのベースになる部分をしっかりと解決しないと、なかなかこれは進まないのかなというふうに思っております。

総務としても、その部分は十分承知してございますけれども、なかなか育児休暇をとる男性職員がいないというのが現実でございます。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　わかりました。当町ではなかなかまだ進んでいない状況にある。全国的にもそういう状況ということは変わらないということがわかりました。

先ほどイクボス宣言についてお話をいただいたんですけれども、これ２月２４日、上田小県地域と坂城町の５市町村長が上田市の丸子地域自治センターで、「イクボス・温かボス宣言」をして、５市町村長が連名で宣誓書に署名しました。代表して挨拶をした上田市長は、「さらなるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の向上に努め、各市町村で普及に取り組み、地域の民間事業へも普及することを期待する」と挨拶をされていました。

茂木町長も「イクボス・温かボス宣言」をしていただき、誰もが生き生きと健康で働くことができる社会、御代田町の実現に率先して取り組んでいただきたいと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（古越　弘君）　茂木町長。

（町長　茂木祐司君　登壇）

○町長（茂木祐司君）　お話の趣旨は大変よく理解できますし、これからの地域社会というものはきっとそういう形に、子どもを夫婦で支え合って育てるという社会の体制といいますか、働き方の問題も含めて、これは非常に今後必要になってくることかというふうに思います。

宣言しなさいということの宣言はできると思いますけども、しかし、実際に実践するとなると非常に重い課題もあるということで、例えば、だから役場でこうした男性職員が育児休業をとるといった場合に、現状でも御代田町の職員数は少ない中でぎりぎりで臨時職員の皆さんなどがしっかりやっていただく中で成り立っておりますので、そういうことになりますと、役場の体制とか、働き方とか、いろんなことをクリアしないとなかなかこれ難しいことなんじゃないかなというふうにも思っています。

私どもも町民の皆様の命や暮らしに直接かかわる住民に一番身近な地方行政であり、２４時間３６５日、町で起こるいろんな問題に即時に対応しなければならないという、そういう使命を持っておりますので、そういう使命をしっかり果たす上でのそういう働き方の問題として考えなければいけませんので、ちょっと宣言をしろと言えばしますけども、実践的にはかなり難しいテーマかなと思っております。大変申しわけありません。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　これは南相木村の２０１６年７月１日に村長を初め８名の課長が宣言の取り組みの内容が一部紹介しますと、ここはすごい数字をちゃんと入れているんですね。男性職員の育児参画を促進し、育児休暇の取得率５％を目指します。男性が活用できる配偶者出産休暇について、平成３２年まで２日間以上の取得に努めますなど、しっかり数値を目標を入れているんです。

宣言するしないということがあるんではありますが、ぜひこのような目標をしっかり立てて、町の職員の中でも進めていただければいいのではないかとは思います

ので、ぜひこの辺も考えていただきたいと思います。

上田市長も挨拶されましたように、さらなるワーク・ライフ・バランスの向上に努め、町の取り組みが地域の民間企業へ波及することを期待したいと思いますので、こちらの質問は終わります。

次に、移住、定住対策についての質問に入ります。

２０１６年の１年間で長野県外からの転入と長野県外への転出の差を示す社会増減は、マイナス４５人にとどまったことが毎月人口異動調査に基づく県の推計でわかりました。

転出が転入を上回る社会減は、２００１年以降１６年続いています。しかし、転入が転出を上回る社会増の市町村が２０１５年の２１市町村から、２０１６年度は２８市町村にふえていて、社会増をした市町村からは人口増や若者定着などに向けた施策の効果があらわれつつあるとの見方も出ています。

当町では、昨年１年間で１５７人の社会増をしていますが、移住、定住対策に取り組み、現在移住、定住への住宅用地を確保するための事業を進め、長野県が県営住宅の建設計画がストップしたことから、広大な土地を活用して宅地分譲を進めるために県との交渉を始めたり、役場庁舎の東側から桜ヶ丘団地までの農地を活用した宅地分譲を検討するための基礎調査を進めるなどしております。

町長は昨年、平成２８年度第１回定例会の招集挨拶で、「移住・定住対策として、新幹線を利用して通勤、通学する際の定期券の購入に対する補助や、住宅取得に対する補助など、人口増加に向けた事業を総合的に検討し、早期に実施するよう指示しました」と挨拶をされました。

そして、第２回定例会で、この事業に向けた進捗状況を一般質問したところ、制度設計すべく検討中で、当町に適した検討資料のたたき台を作成している段階であるということでしたが、その後の検討はどのようになっているのか、進捗状況をお聞きします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　それでは、お答えをいたします。

新幹線定期代補助と駅駐車場に対する補助につきましては、昨年の第１回議会定例会で町長の招集挨拶で早期検討するよう指示した旨発言がありました。企画財政課において、これまで検討をしてきたところでございます。

まず、補助率、補助金額や交付方法などの案を検討しまして、制度を定めるに当たり効果がどの程度期待できるのか検討することとしました。既に事業実施している団体の補助内容や補助実績について情報収集をしたところ、新幹線定期の補助については、住宅取得補助等ほかの補助制度と抱き合わせで実施している団体がほとんどであり、新幹線補助を単独で実施をしている状況にはありませんでした。

また、交付実績も極めて少ない状況であることがわかったところでございます。

以上のことから、補助制度を実施したことによる効果が今のところ薄いのではないかという判断で、当面実施を見送ることとさせていただいております。

次に、住宅取得関連の補助事業としましては、平成２９年度当初予算に建設水道課所管事業としまして、空家改修等の補助金を予算計上させていただきました。これは町内にある空き家の解消と有効活用を促進し、定住人口の増加を図ることを目的に補助金を交付するものでございます。

また、１月３１日の朝刊でございますが、近隣市において住宅取得に係る補助制度の廃止を検討しているという記事が掲載されております。廃止検討の理由としまして、制度利用者へのアンケート調査結果から、補助金がなくても市へ住宅を購入したとの回答が全体の９割あったという結果も紹介されております。

以上のことから、住宅取得関連補助につきましては、期間限定の補助制度としなければならないこと、また、個人に対する高額な補助であることなどのさまざまな要素の検討、あるいは先ほども申し上げました費用対効果も高くないということから、現在、町の課題となっています空き家に的を絞り、改修等の補助制度を先行させていただいております。

また、２８年度から住宅確保の取り組みについても予算計上をさせていただいております。そちらを優先して取り組んでいきたいというふうに考えております。お願いします。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　費用対効果も少ないであろうということで、当面は行わないということでお話があったわけですけれども、町長は、「この事業には町の将来に向けての効果は十分に立証ができるかなあというふうに思っている、こうした事業を町が積極的にやっているよということを町の内外にアピールしていくことが非常に大事かなと思っています」と一般質問のときに答えられていました。この事業の実施

に意欲を感じられる答弁をされていたように思いますが、実施をしないということになったことについて、考えをどのように考えているのか、お考えを伺います。

○議長（古越　弘君）　茂木町長。

○町長（茂木祐司君）　移住、定住対策っていうのが、非常に難しい課題だなということを感じています。それで、この新幹線の通勤に対する補助、また駐車場利用に対する補助っていうことを打ち出しまして、いろいろ検討していく中で、この事業はちょうど新幹線が金沢まで延伸したことで、それを活用しようということで佐久市と飯山市ですね、が始めたということで、それであれば佐久平駅と軽井沢駅を両方使える、御代田にとっては非常に有利な事業になるというふうに考えたわけですけども、その実績というところで、佐久市と飯山市の実績というものが驚くほど小さい。

ちょっとひとのまちのことなので、何とかいうことは言えませんけども、ちょっとびっくりするほど少なくて、やっぱりこれに対する要望っていうものが、事業効果ちょっとだからそこで踏み出すことができなかったっていう状況にあります。

課長が答弁しましたとおり、いろいろな事業を組み合わせた中での制度設計をやっぱりやらないとだめなのかなと。ただ単に新幹線に対する補助とか、その程度じゃなくて、以外にもうちょっと膨らませた総合的な事業にしていかなければだめなのかなっていう、ちょっと感じがしておりまして、これについては中止をするのではなくて、今ちょっと実施を見送っているというか、保留しているというか、そういう状況にありますので、いずれにしても町としてこれをやろうということで計画しているものでありますので、必ず実績の上がる制度につくり上げていきたいなというふうには思っております。大変申しわけありません。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　やはり町民の中からも、その補助になるというのも新聞で見たときに、何で今やるのかっていうような声もあったりしましたし、先ほども課長のほうからも答弁あったんですけれども、やはり効果がないっていうことでやめている、廃止を検討している自治体もあるという中で、やはり空家改修補助のほうに今回予算が計上されているっていうようなふうに進んだのは、本当によかったのかなって思っております。

ぜひやはりしっかり検討した中で進めていただくというか、これから中止ではなくという話もあったんですが、進めるに当たっては、やはり町民の皆さんの理解が

必要となってくると思いますので、しっかりその辺は考えていただきたいと思っております。

それで、移住・定住対策をするに当たって、今回佐久地方事務所による企画で、「子育て世代のための佐久地域移住体験ツアー」が２月４日から５日にわたり、小海町、立科町、小諸市、御代田町の４市町をツアーでめぐり、先輩移住者との懇談会や子育て施設の見学などが行われました。

当町では、５日の日に４組の親子が先輩移住者と懇談をしたり、公園、保育園、児童館の見学やカーリングの体験などを行い、御代田町の魅力を知っていただくよい機会になったと思っております。これを契機に、当町独自の移住体験ツアーを行っていただきたいと考えます。

また、このパンフレットなんですけれども、このパンフレットは今回のツアー先となった小海町のもので、昨年４月、東京のふるさと回帰センターでいただいたものです。人と自然のまち小海町に住もう。移住・定住の手引きということで、定住促進支援制度や空き家紹介システム、そして移住者の声が紹介されております。

また、同じくツアー先の小諸市のホームページには、移住ＰＲ動画などで小諸市の魅力を発信しております。当町も移住・定住者向けのパンフレットの作成やホームページなどで、当町の魅力や情報発信をしていただきたいと考えます。

また、移住体験の実施や情報発信についての考えをお聞きいたします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをいたします。

移住体験の実施と情報発信についてでございますが、２８年度企画財政課では、移住セミナーで２回、あと先ほど池田議員おっしゃられました移住体験ツアーへ１回参加をさせていただいております。

移住セミナーにつきましては、昨年１１月２６日に、有楽町にあります東京交通会館にて行われました楽園信州主催の移住セミナーと、１月１５日に東京ビッグサイトにて行われました移住・交流推進機構主催の「移住・交流地域おこしフェア」へ参加をしたところでございます。

どちらのセミナーも町のブースを設置し、相談へ来た方へ町のＰＲをするというものでございました。

また、移住体験ツアーにつきましては、佐久地方事務所主催の佐久地域移住体験

ツアーへ参加をさせていただきました。このツアー、小学生以下の子どもがいる子育て世代を対象としまして、小海町、立科町、小諸市の４市町を一泊二日で回るツアーで、当町は議員おっしゃるとおり、先輩移住者と懇談をしたり、町内施設を見学いただき、カーリングの体験をしていただいたところでございます。

今回、移住セミナーと移住体験ツアーへ参加を本年度したところでありますが、セミナーについては町の魅力を発信する場として効果があるものと考えますが、ブースへの来場者をあらかじめ予測することができないという難点が若干ございました。

しかし、移住体験ツアーにつきましては、本当に当町へ興味がある方に来ていただけるため、移住希望者へ直接現地を見ていただきながら町をＰＲできるといったこと、さらに高い効果が見込めるものであると再認識をしたところでございます。

これらを踏まえまして、町の魅力発信といったところで、まだまだ当町進んでいないのが現実であるというふうに考えているところでございます。

提案いただいた事項等参考にさせていただいて、今後定住対策進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　２月１５日に行った「町民と議会の語る会」の中でも、２万人のまちづくりに向けての意見交換会が行われた中で、町の魅力の情報発信をしてもらいたいという声も多くありました。

当町のホームページにも、移住・定住のカテゴリーがありますが、情報は今現在何も入っていないような状態であります。ぜひそこからまず始めていただきたいとも考えますが、ホームページのほうについては、何か考えがあるか伺います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをいたします。

先ほど私のほうから発言した内容につきましては、そのホームページ等についても検討したいというつもりで発言をさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　はい、わかりました。

では、次の質問に入ってまいりたいと思います。

文部科学省の調査によると、長野県内から県外への大学進学率は８６％で、全国

で５番目に高くなっています。しかし、就職により地元に戻ってくるＵターン就職率は４０％にとどまっています。

３月１日、来春就職予定の学生向け会社説明会が解禁となりました。面接などの選考活動の解禁は６月１日からとなり、学生の準備期間は３カ月の短期決戦となります。また、人手不足を背景に企業の採用意欲は高く、学生優位の売り市場となっていることから、学生が地元企業の会社説明会へ参加するまで手が回らない状況もあります。

そんな中、小諸市では市出身の若者のＵターン促進や、地元企業の採用支援として今月１１日、東京秋葉原で第２回企業説明会を開き、製造や金融、小売、建設など１４社が参加する予定です。

昨年３月、東京有楽町で行われた企業説明会では、参加した学生や社会人は、２５人中５名が採用につながり、企業側からも大規模な説明会よりも、学生が小さな企業に注目してくれたとの声があり、今回２回目の開催へとなりました。

しかし、参加者をいかにふやすかなどの課題もあり、参加した２５人へのアンケートから、約半数が「親に聞いて開催を知った」と答えられていることから、親世代を通して知ってもらうために、今回は保護者説明会も行っております。

また、１１月に総務福祉文教委員会の視察に行きました南箕輪村や岐阜県の美濃市では、職場見学ツアーを行っています。当町では、東京などに出向いての企業の説明会の開催や、職場見学ツアーの開催など、Ｕターン促進についての考えをお聞きします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　Ｕターンの促進につきましては、まず若者が帰ってきたいと思ってもらえるために、就職先など環境づくりが必要ではないかと考えているところでございます。

現在行っている取り組みとしましては、産業経済課の商工観光係で創業セミナーの開催ですとか、地元企業へ関心を持っていただき、就職もつなげられるよう来年度以降となりますが、小中学生を対象にした町内企業の工場見学等を行い、企業の取り組みを知ってもらうことによって、早期からの意識づけを行っていきたいと考えているところでございます。

また、学校と地域住民が一体となって子どもを育てる信州型コミュニティスクー

ルが整えられていくということですが、こちらにつきましては、多様な地域のひと・もの・ことに触れ合う機会がふえることで、そこで地域のよさを実感をして愛着を深めてもらい、帰ってきたいと思ってもらえる意識づけの一つになるのではないかというところでございます。

御質問にありました首都圏での企業説明会、就職体験ツアー等につきましては、町内企業の実施状況等を確認する必要等もあろうかと思いますが、この就職体験ツアーを移住体験ツアーの中に組み込んでいくなど、企業とうまく連携していけるような施策を産業経済課、あるいは教育委員会等と連携しながら検討をしていきたいと考えております。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　来年以降、小中学生の工場見学等を実施していくっていうお話があり、本当にそれはいいことだなと思いますので、ぜひ実施をしていただきたいと思います。

また、移住体験に組み込めればというお話もありましたが、ぜひまた検討をしていただきたいと思います。

Ｕターンの促進について、インターンシップ制度というのもありますので、その辺をちょっと質問させていただきたいと思います。

将来は地元に戻って就職をしたいが、魅力的な企業があるか不安であるという声などに応え、東京など大都市圏に進学した地方出身の大学生や卒業生に、地元での職業体験を促す地方創生インターンシップ事業が動き始めております。両親の近くで就職をしたい、地元に愛着がある、実家から通えば経済的に楽といった理由から、出身地での就職を希望するケースは少なくなく、地方出身の学生の約半数がふるさとでの就職を考えているという調査もあります。

しかし、就職活動にかかる費用や時間を考えると、大都市圏の企業を優先してしまうのが実情です。また、大手求人サイト情報を掲載するコストが地方企業にとって負担が大きく、都市部の企業に比べて発信力が弱いと言われています。

長野県では、昨年からインターンシップ補助金制度がスタートし、県内の大学等に在学する学生が、長野県内の事業所等で実施される就職体験に参加するために必要な旅費や宿泊費が４万円まで補助されます。出身地の企業の就業体験の機会をふやすことが、学生の選択肢を広げることにつながります。

県のインターンシップ応援補助金の制度の周知や、また受け入れ企業へのアドバイスや支援など、インターンシップの推進をしていただきたいと考えますが、取り組みや考えをお聞きしたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　それでは、インターンシップについてということでございます。お答えをさせていただきます。

県のほうの事業として、補助金等の交付の事業があるということでございます。町のほうでもこういった事業紹介等、広報等する中で、広めていければいいかなっていうふうに考えております。

また、この制度については、各事業所と申しますか、企業のほうの協力があってのことかというふうに考えております。町のほうでは、地元企業との懇談会等、定期的に開催をさせていただいております。その中で議題として提案をさせていただいて、検討をしていただくようなことで考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　やはりこれは企業が協力していただかないと、なかなか進まないことであります。茅野市では、事業所の負担を軽くして受け入れ数をふやして、多くの学生に市内で働くことの魅力を知ってもらうために、２９年度から新制度として、学生らのインターンシップを受け入れる市内の事業所へ補助制度を新設する予定となっております。

茅野市の商工課では、学生１人の指導には社員が最低１人はつく必要があると分析をしていて、地元の諏訪東京理科大学から学生を受け入れる場合は、１人当たり１日１万５，０００円、それ以外の大学からは１万円を補助します。このようなやはり支援をしようとしている自治体もありますし、ぜひこのようなことも考えていただきながら、企業としっかり連携をとっていただいて、インターンシップのこの補助金、せっかく県で補助を出してくださっていますので、使えるような状態にしていただきたいと思っております。この辺については、どのように考えるかお伺いします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをいたします。

こういった補助制度についてでございますけれども、こういった補助制度をするには、やはり財源が必要であると考えております。費用対効果と申しますか、企業の皆さんのまずは意向等を懇談会等で確認をさせていただいた上で、今後検討できればいいかなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　池田るみ議員。

○１番（池田るみ君）　ぜひよろしくお願いいたします。御代田町の魅力を発信していくとともに、大学等への進学や就職で離れた若者が、当町の魅力を再認識して、また町に戻ってきたくなるような教育や環境づくりをしていただきたいことをお願いしまして、私の質問の以上を終わります。

○議長（古越　弘君）　以上で、通告２番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は１時３０分より再開します。

（午後　０時０４分）

（休　　憩）

（午後　１時３０分）

○議長（古越　弘君）　休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告３番、五味髙明議員の質問を許可します。

五味髙明議員。

（３番　五味髙明君　登壇）

○３番（五味髙明君）　通告３番、議席番号３番、五味髙明です。３月に入り、春の気配を感じられるきょうこのごろですが、ことしはインフルエンザが大流行しました。２日に、インフルエンザ患者数が警報発令基準の３０人を５週間ぶりに下回ったとの発表がありましたが、終息までにはあと１カ月はかかるということです。暖かくなってきたからといって気を抜かずに、小まめな手洗いとうがいなどを続けたいものです。

また、昨日は長野県の防災ヘリが墜落するという悲惨な事故がありました。きのうの時点で亡くなられた方は３人とのことでしたが、きょうの昼のニュースを見ますと、残り２人の死亡が確認されたということです。心から御冥福をお祈りいたします。また、残り４人も心肺停止状態ということで、大変心配なことです。

さて、今回の質問は、既に通告してある２点についてお伺いいたします。

まず１番目として、マイナンバーカードの利活用を、２番目として、新年度予算

での新規事業とその進め方についてです。

最初のマイナンバーカードの利活用では、１番目として、マイナンバー制度関係に係る費用対効果の検証は、２番目として、マイナンバーカードをどう普及させるか、３番目として、マイナンバーカードの町独自の利活用は、の３点でございます。

国内に住む全ての人に１２桁の番号を割り付け、行政手続の簡素化などを進めるマイナンバー制度の導入から、ことしの１月１日で１年となりました。ただ、希望者に交付するマイナンバーカードの交付数は、管理システムの不具合もあって、国内人口の８％程度で、昨年１２月末現在では約９７１万枚にとどまっているとのことです。

昨年１２月の定例会の全員協議会で、コンビニ交付サービスが始まるとの説明があったとき、当町での交付数について質問したところ、交付率は８．４％であり、また職員で取得した人は５人ということでした。

ことし１月１０日から、マイナンバーカードを使用し、コンビニで住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスが開始されました。住民の生活スタイルに配慮して、夜間や休日にも対応できるようにし、住民サービスや利便性の向上を図るものですが、現状のカード交付状態では、その効果は限定的と言わざるを得ません。

そこで、まずお伺いしますのは、１として費用対効果の検証はどうなっているのかということで、マイナンバー制度導入にかかった総費用と、コンビニ交付システム構築にかかった総費用、そして効果をどう検証したかを回答願います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

（企画財政課長　荻原春樹君　登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君）　それでは、マイナンバー制度関係に係る費用対効果の検証につきましてお答えを申し上げます。

社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、平成２７年６月議会におきまして、池田るみ議員から目的と仕組みなど、制度の概要及び町の果たす役割について御質問をいただいております。

２８年１月から社会保障、税などの行政手続におきましてマイナンバーが必要となり、平成２９年７月からは、情報提供ネットワークシステムの運用が開始され、行政機関同士でマイナンバーにかかわる情報の連携が開始されます。

費用対効果の検証についてお答えする前に、マイナンバー制度の目的について説

明をさせていただきます。

本制度は、国民一人一人に１２桁の新たな番号を付与し、その番号を利用することにより効率的な情報の管理と活用を可能にする社会基盤であり、行政運営の効率化、税や社会保障など、公正な負担と給付の確保、国民の利便性の向上を目的としております。

マイナンバー制度の導入により、行政機関などはこれまで氏名や住所などに基づいて管理してきた個人情報について、番号を活用して同一人物の情報をひもづけすることで、業務の効率化などにつなげることが可能となります。

また、ことしの７月から運用が開始される情報提供ネットワークシステムにより、ほかの機関との間で情報の照会や提供を行うことができます。

行政機関の間で情報が共有化されることで、例えば社会保障給付の申請を行う際、源泉徴収票や納税証明書の添付が不要となり、入手する手間や費用が節約できるといった国民にとってのメリットもあります。

また、自宅のパソコンから自分の情報を閲覧したり、各種申請手続を行ったりすることが可能なマイナポータルと呼ばれる仕組みも、ことしの７月から開始がされます。

さて、費用対効果についてでございますが、マイナンバー制度の導入に当たっては、多額の費用を要することとなりますが、その分、年金問題のようなトラブルが起こらない仕組みを整え、納税や給付がきちんと管理ができ、その分投資額を上回る効果があると国では試算しているそうです。

マイナンバー制度の構築費用の妥当性については、民間でも試算が幾つかされているようですが、実際のところ、その妥当性については評価が定まっていないようです。正直、制度開始直後の現時点では、システム改修やカード交付費用の費用対効果を正しく評価することが難しいと思いますし、番号制度のような社会インフラについては、効果を定量的に評価すること自体が難しいものと考えております。

今後、費用に見合った効果を確保していくためには、マイナンバーカードやマイナポータル等の仕組みを含めた制度全体を、民間分野も含めて幅広く活用していく視点が不可欠であると考えております。

このような状況でありますが、国策としてマイナンバー制度、御代田町としての費用対効果について、今のところ評価することは難しいところでございますが、行

政運営の効率化、行政分野での公正な給付と負担の確保、住民の利便性の向上が期待できるものでありますので、今後も取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。

マイナンバー制度に係る経費とその財源等についてでございます。平成２６年度から住基システム等の改修に取りかかりまして、来年度予算、２９年度予算まで含めまして、今のところ経費としますと、２，５１４万３，８６７円の金額が必要であったり、今後も必要になるという状況があります。

この経費に対しまして、歳入では番号制度の整備費の補助金を初めとしまして、国からの補助金を合計しますと、２９年の予算ベースで足し上げますと、１，９９０万９，１６０円といった状況になってございます。

また、このほかにコンビニ交付に係る経費としまして、歳出では２，８３４万７，７９６円、歳入では特別交付税の措置がされているといった中で、約２分の１の１，４１７万３，８９８円の収入がされたり、今後見込みを立てているところでございます。

以上です。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　大変詳しく優等生の回答をいただきまして、ありがとうございます。私も、町民課のほうから町のかかった費用については聞いたんですけれども、いずれにしても約４，０００万近くのお金をかけて、そして国の補助が３分のとんとんや２ぐらいあるんですかね、一般財源からは。２８年度までですと１，５００万ぐらい使ってるわけですけども、これはこれで国の施策として進めていくことから、こういうふうにやっていかなければ、当然いけないことですけども、これからのランニングコストは、私思うに少なくも、これからはランニングコストぐらいはやっぱり算出して、財政効果を出していかなきゃいけないのかなと、こう思っているんですけれども、ランニングコストについてはどんなものか、お答え願います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　大変申しわけありません。ランニングコストについては、ちょっと数字的なものを現在把握してございません。申しわけございません。

ただ、本年度のＪ―ＬＩＳ等の事務委任交付金ですとか、臨時職員の経費、町民課のほうの予算計上をしてある経費につきましては、５０５万１，１６０円ほど予算計上をしてございます。そのうち、補助金としますと３１２万６，７００円とい

ったところでございまして、約１９０万円ほどの一般財源を見込んでございます。

それと、コンビニ交付に係るものでございますが、こちらも利用料、保守料等含めますと、２９年度予算額で４３５万３，０００円ほどで、このうち２分の１になりますが、特別交付税の措置が見込めるということで、その額は２１７万６，５４０円と見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　はい、ありがとうございます。これから運営するにもお金がかかるということですね、このような便利なサービスを、より多くの住民に利用していただくためには、やっぱりこのマイナンバーカードの普及、これが不可欠だと思います。

そこで、どう普及をさせようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　マイナンバーカードをどう普及させるかということについてお答えをいたします。

当町のマイナンバーカードの交付実績につきましては、平成２９年２月６日時点で１，１４４件、人口から換算する交付率では７．４０％となっております。長野県全体での交付率は６．４７％となっているという状況でございます。

ここで、また昨日、２月末時点での実績としましては、１，１７７件まで伸びていると、３３件ほど伸びているような状況でございます。

マイナンバーカードが普及するためには、先ほど申し上げました住民の利便性の向上が図られ、マイナンバーカードを持つメリットをふやす必要があるというふうに考えております。

現在、マイナンバーカードを実際に利用する機会は、住民票の取得や転出入の手続などと限定的ではありますが、今後国主導で段階的に活用できる業務範囲や機能が拡大されていくこととなっております。

国では、マイナンバーカードによる各種証明類のコンビニ交付サービスの導入に対する費用の２分の１に対して、普通交付税措置をすることで、マイナンバーカードの普及を推進しております。当町では、皆様御存じのとおり、２９年１月からコンビニ交付サービスを開始している状況であります。

コンビニ交付サービスを導入するに当たっては、システムを構築する必要があり、これに多大な費用を要します。当町は、定住自立圏の枠組みで共同してシステムを構築することによりまして、町単独で実施した場合の約半分で導入することができました。

また、２９年７月には、全国でマイナポータルというオンラインサービスが開始されます。マイナポータルでは、マイナンバーカードに対応した御家庭のパソコンや、スマートフォンから自身のマイナンバーにかかわる情報が行政機関でどのように使われているのか、情報開示できるほか、行政機関から予防接種の時期や税金の納付期限など、生活にかかわるきめ細かな情報の発信、各種申請を役場の窓口に行かずにできる電子申請サービスなど、段階的に利用できるようになってまいります。

この電子申請サービスにつきましては、子育てワンストップサービスという名称で、２９年７月、本年７月から運用開始時におきましては、まずは子育ての分野に係る手続からサービスが開始される予定でございます。児童手当の現況届の提出に御活用いただけるよう、当町におきましても、現在準備を進めているところでございます。

このような情報等につきまして、広く町民の皆さんにお伝えしていければというふうに考えているところでございます。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　大変丁寧な御説明で恐縮ですが、ポイントをきちっと言っていただいたほうがわかりやすいんですけども、すいません。

いろいろ確かにやってきているし、これからのマイナンバー制度の提供するサービスを考えれば、もっともっといろんな人がマイナンバーカードをつくってくれると思うんですが、私個人的な意見ですけど、ちょっと思うのに、このカードを一番つくらないというネックとなっているのは何かというと、マイナンバーとマイナンバーカード、この違いがわかっていないために、誤解を招いて普及がどうもうまくいかないというふうに思っているんですけども、町としてその人がどうこうっていうことじゃなくて、町としてこのマイナンバーとマイナンバーカードの違いっていうのを、やっぱり住民にわかりやすく説明してやらないと、このマイナンバー制度の悪いところだけが表に出て、いいところが出ないというか、そういうような傾向があって、普及がしないんじゃないかと思うんですけど、この辺は町はどう考えて

いるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをいたします。

マイナンバーとマイナンバーカードについての説明が、なかなか行き届いていないんじゃないかというところでありますが、そうですね、町としまして国が行っている制度に対しまして、町としましてもできるところで実施をしてきているところであります。

国から示された資料等を、住民の皆様にそれぞれ公表ですとか、お伝えをしているところであるかとは思いますけれども、なかなかそれがうまく伝わっていないのかなというところも、現実にあるかというふうには感じているところであります。

もう少しかみ砕いた形での説明資料等があれば、住民の皆様にももっとわかりやすい説明等できるのかなというふうに考えはいたしますが、なかなかそういった資料等も、現状なかったりするかと思います。もう少し住民の皆様にもわかりやすい形で伝えられるような、そんな取り組みも必要ではないかとは感じているところであります。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　何かちょっとよくわからない答弁なんですけども、ここでマイナンバーとマイナンバーカードの違いを説明すると時間がございませんので、私からは説明しませんけども、マイナンバーはマイナンバー法によってすごい強い強制力を持っている。ところが、マイナンバーカードっていうのは、このカードを使うことが、イコールマイナンバーを使うとは一致しないんで、その規制が余りないということで、非常に利用しやすいということが一番大きな違いなんですけども、ここのところはぜひ研究をしていただいて、住民の人にわかるように説明していただければ、もっともっと普及するかなと。

私自身もそういうところがあります。正直言って私もまだつくってないんですけども、今まで思っていたこととちょっと調べてみると、どうも違うというような感じを受けております。

いずれにしろ、この番号制度は、その国の歴史や文化を反映したものです。これは１年、２年というんじゃなくて、やっぱり１０年単位といったスパンで定着させていくものなのかなということで、時間をかけてもしっかりと普及していくことが

必要だと思っておりますので、よろしくお願いします。

３番目としまして、先ほど費用の説明がありましたけども、国の補助金が結構大きな事業といえども、それ相応の町の一般財源も使っているわけで、有効活用していくことが町の財政負担の低減につながっていくものと考えます。

町が条例を制定すれば、社会保障、税、防災の分野、これらとこれに類する事務においては、マイナンバーの利用が可能ですし、公的個人認証または条例制定による空き領域利用により、市町村はマイナンバーカードも多目的利用というものが可能になるわけですけども、現在町はこのコンビニ交付という非常にまだ全国でいうと普及率が少ないんですけど、こういったものを早速導入していただいて大変うれしいわけですけども、このほかにやっぱりマイナンバーカードというものの使い方によっては、町のさっき言ったような財政負担を軽減できるようなことがあると思うんですけども、このカードの町独自の利活用というものを、何か考えていれば、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　マイナンバーカードの町独自の利活用についてというところかと思いますが、お答えをいたします。

現在、国ではマイキープラットフォームという名称で、マイナンバーカードのデータの空き容量を活用した制度の検討を進めております。

具体的には、利用者の利便性の向上を目的として、例えば図書館カードなどの既存のカードとの共通化や、地域経済の活性化を目的とした商店街等におけるポイントサービス等の活用が検討されています。

しかし、これにつきましては、国においてもまだまだ検討段階でございまして、導入には多額の費用が必要となることが見込まれます。

当町におきましては、今後国の動向を注視しながら、また費用対効果の検証をしながら検討を行うこととし、まずは先ほど申し上げましたマイナポータルのお知らせ機能などの活用により、住民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　今の話は町独自というよりは、国全体で進める話だと思うんです

けども、先ほどありましたように、図書館のカードを一元化するとか、今のままでもう使ってできるもの、例えば御代田町の職員の方どういう出退勤をしているかわかりませんけども、職員の出退勤管理だとか、また健康保険証なんかもこういったものに置きかえられるというようなことも聞いておりますので、そういう検討をしていただければと思います。

この１月１０日から、私どものこの町もコンビニ交付サービスが始まったんですが、これはマイナンバーを利用しているのではなく、マイナンバーカードのＩＣチップを利用していると思います。専門的に言うと、公的個人認証アプリの利用者証明用電子証明書を利用した公的個人認証方式と、空き領域を利用したカードアプリ方式、この２つがあると思うんですけど、今回導入した当町の方式はどちらなのかと、きょうまででも構わないんですけども、このカード利用サービスを利用された方が何人いるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（古越　弘君）　荻原町民課長。

（町民課長　荻原　浩君　登壇）

○町民課長（荻原　浩君）　じゃあ、お答えいたします。

１月１０日にサービスを開始しまして、３月２日までのデータなんですけれど、住民票の写しで１３件、印鑑登録で証明書で５件、戸籍の証明書で４件、合計で２２件の利用がありました。何人かっていうのは、ちょっとデータありませんので、件数だけで容赦願いたいと思います。

以上です。

○議長（古越　弘君）　尾台総務課長。

（総務課長　尾台清注君　登壇）

○総務課長（尾台清注君）　私のほうから、システム等を管理させていただいている情報という観点でお話をさせていただきますと、企財課長が申し上げましたとおり、今度のマイナンバーは効率的な情報管理をするための社会基盤ということでございます。行政運営の効率化、要するに公正な給付と負担という部分については、これは社会保障の部分に入ってくると。

今御代田町しか把握できない財産を、全部日本国中串刺しにして、その資産を悪くいうと丸裸にしながら、それをうまく利用していくと、社会保障に利用していくという目的で、そもそもができていたんですけれども、その中で個人情報の一元管

理に、非常に危惧する声があったので、いろいろと制約がかかって、入るのがすごく遅くなったということだと思います。

そういう部分の中で、町でも独自利用というのは非常に有効な手段かなとは思うんですけれど、実際に住基カードがそうだったと思いますが、御代田町も独自利用の枠が、あれも同じＩＣチップを使ってました。残念ながら、そこも実は全国でさほど進んではおりません。

そのような中で、南信のほうでは印鑑証明書をそこの中におさめるとかっていうやり方は、されてきたんですけれども、御代田町としても多分そういうことをやろうと思えばできるんですけれど、ただそこをおさめるということは、独自領域を自分たちで使うということになると、当然ある程度ほかのシステムにも影響する可能性は十分あるので、そこにかかる費用というのはまた別個だと思います。

一度システム改修をして乗せていくと、このマイナンバーの町のシステムもそうですけど、必ず機械の入れ替えがありますので、その費用というのが必ず出てくると思います。

ですので、先ほど企財課長のほうで話したランニングコストのほかに、機器の入れ替え、システム更新というのは、かなり何年か後にはかかってくるかなと思ってますので、ＩＣチップを使って一番いろんなことを使えるという部分もあるんですけれども、情報のほうの担当する係とすれば、一番はやはりマイナポータルに自分でアクセスして、自分の情報がどういうふうに使われているかというのが一番わかると。

今までそういうところを見ることはできなかったです。今は、実際にこの私の情報を、今ここの人が、御代田町のこの人が見ていたという記録が残るという形ですので、これは一番のマイナンバーカードの有効なものだと私は認識してますので、マイナンバーカードの有効性はここを強く広報等でお知らせしていくことが必要なんですけれど、マイナポータルには実はリーダーライターがないと読み込めないということも、パソコンだとありますので、ここも導入に向けた問題があって、簡単にはいかない問題なんですけど、一番重要なポイントは、私としては個人の情報を守るという観点でいうと、マイナポータルにアクセスできる権限を持つということだと思っております。

以上です。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　ここでそれをいろいろ議論するあれはないんですけども、今私お聞きしたのは、今回御代田町で導入したシステムというのは、ちょっと今お答えいただかなかったんですけども、予算書だとかそういうのを見てると、Ｊ―ＬＩＳをあれしてるようなんで、これは地方公共団体情報システム機構のものを購入したということは、カードアプリ方式を入れたんじゃないかと思います。

今、総務課長いろんなことをやるには、機械も入れ替えなきゃいけないとか、そういうことをおっしゃいましたけれども、このカードアプリ方式っていうのは、非常に拡張性が高くて、あれカードまで入れかえなくても、そのＩＣチップのソフトの関係で新しく組み込めるとか、そういうようなこともあるようなので、これをすぐやってくださいということを私は申し上げてるんじゃなくて、やはりこのカードの定着に、普及にあわせて業務効率を上げていくという観点で、やっぱりできることはやっていっていただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、なぜかというと、このシステムそのものが高いコストを導入したシステムなんで、最大限いろんな面で導入していく、利用していくということが、行政事務の軽減とか業務品質の向上につながりますし、そうすることによってみなし省人化の推進をしていくことが必要じゃないかと、こう思っております。

えらい難しく考えているということじゃないんですけども、国は郵便局にもこの証明書の自動発行機の設置を考えており、住民の使い勝手を高めようとしていますが、これと似た発想で見ると、例えば私どもの町の町民課の窓口に、今備品設置したようなマルチコピー機を設置すれば、仮に役場に証明書を取りに来た人に対してでも、職員の対応が不要で機械でやってもらえるというようなことができて、省人化が可能じゃないかと。

ということは、といったのは、これまで町長も人事異動の考え方の中でお聞きしている中で何回も言われているのが、人員不足ということを言われております。

きょう午前中の育児休暇の話にしても、人がいないという話がありましたけども、町長が言われたのは、「市のレベルであれば抱えてる人員も多く、一つ一つのことに専門的に取り組む職員を置くことができるが、当町のような小さなところでは、どうしても人事異動をせざるを得ない。そして、そのことによって不慣れな人を配置することも当然生まれる状況にある。今は特別な資格を持った人でも、一般事務

の仕事についてもらったりして、事業の量とか緊急性、そういったいろいろな配置で苦慮してやっている」というお話が、答弁がありましたけども、確かに言われるとおりだと私も思います。

しからば、その少人数でどうやっていったらいいのかということを考えるのが、やっぱりマネジメントじゃないかと、そういうように思っております。

今回、なんでこんなこと言ってますかというと、今回こういった便利なシステムを導入したんですから、大いに活用して省人化し、そして浮かした人員を活人化していけば、職員の不足もある程度補えるんじゃないかと、そう考えたからでございます。

やっぱり、でもこの前提になるのは、やはり人材の育成だと思っております。いかにＴ型人間をふやしていけるか、そのためには、今年度から導入した人事評価制度の活用ですね、これにより資質を見極め、Ｔ型人間になり得ない人はＩ型人間として、スペシャリストとして徹してもらうと、こういうことが私も同じ職場に居すわるということに対しては反対ですし、ジョブローテーションを大賛成派でございます。

ただ、それにより業務品質が落ちるのであれば本末転倒だと思っております。これが町長のお考えとちょっと違うのかなと思っておりますけども、話がそれてしまったような感じがするんですけども、導入システムの利活用という観点で真剣に考えれば、ここまで踏み込まなければいけないのかなと、こう思っております。もし町長が何か御意見があるようでしたら、お願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（古越　弘君）　茂木町長。

（町長　茂木祐司君　登壇）

○町長（茂木祐司君）　率直に申し上げまして、マイナンバー制度は決して国民が望んでできた制度ではなくて、国が国民を管理する上でマイナンバーということで、個人番号を当てて、一番の目的はきっとそのことによって、個人のそれぞれの資産というものをきちんとつかむ、収入とかをきちんとつかんで、わかりやすく言えば税金の取りっぱぐれがないという、国民を管理するもともとの発想は制度だと思っています。

ただいまお話がありました例えばマイナンバーカードに先ほどお話があった図書館であるとか、何か商品券じゃないけど、商店の何かそういうこととか、そういう

例えば活用をしようとしたときに、マイナンバーカードそのものが運転免許証などと同じ個人を証明できる、いわゆる個人情報に当たるものと私は思っておりますので、例えばそういうものを日々持ち歩いて、例えば紛失・盗難・悪用、今マイナンバーを語った詐欺なんかも早速起きてますけども、そういうことになると、図書館に行くのであれば、なくしても大丈夫な図書カードのほうがいいじゃないかと、そういうふうに思うんですよね。

それを常に持ち歩いて活用するっていうことは、逆に、特に高齢者の皆さんなんかは、非常に危険になる可能性もなきにしもあらずということで、だから、そこら辺、その辺のところもやっぱり考えていかないと、先ほど総務課長が言ったように、総務課長はこのレベルでは非常に知識の高い人ですけど、一般的には高齢化が進む中で、非常に難しいことだと思うんですよね。

例えば、今おっしゃったような役場の窓口でそういうものを使ってといっても、やはりなかなかそれが可能なのかどうか、費用がどのぐらいかかるかとかいろいろありますけども、ちょっと単純ではないような気がしていますので、この運用に当たっては、個人情報を守るという意味で十分な、慎重な対応ということがきっと必要なのではないかなと。

それから、かかった経費なんですけども、国がその経費、お金出したっていいますけども、しかし職員がこの事業を進める上でとられた時間、その仕事量というものはかなり大きいわけですね。そういう意味でも、決してこれは国から１００％お金が来ているわけではなくて、既に町としていわゆる人件費的ないろんな意味での損失というものが大きい、そういうものでもあるという、これは私の認識としてお話しさせていただきましたけど、私の認識としてはそういう認識でありますので、はい、以上です。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　ちょっと私の質問の趣旨が伝わっていないようなんですけど、マイナンバーカード今確かにいろいろあるんですけど、例えばマイナンバーカードそのものに、セキュリティーがものすごくかかってるんですけども、どのぐらいかかってるか御存じですかね。ちょっとそれをここで議論するつもりはないんですけども、やっぱり安全だということをやらないと、このシステムは広がらないと思いますし、ですから、１年、２年でやってくれということじゃなくて、１０年スパンで

考えた中で、やっぱりよくしていこうということだと思っておりますので、これ以上ここで議論するつもりはございませんので、ひとつもう一回よくこのマイナンバー制度を研究していただいて、いろいろお金をかけているんですから、精いっぱい利用していただければと思いますので、この問題はこれでおしまいにします。

時間もありませんので、通告の２番目の新年度予算案での新規事業とその進め方についてに入ります。

通告に従って、まず初めに新たに計画した事業の狙い目と期待効果ということで、平成２９年度新規事業として約２６種類事業ぐらいあるようですが、その中からちょっと必要な事業について、順次お伺いしたいと思います。

最初に、ミヨタフォトフェスティバル関連事業ということで、７９５万２，０００円が盛られております。これは、地域おこし協力隊事業も含めた中で、その事業の狙い目と期待効果というのをお願いします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　ミヨタフォトフェスティバル事業につきましては、誘致企業等と連携し、フォトフェスティバル等のまちづくりを行うことを目的として予算計上をしてございます。

期待する効果としましては、交流事業により町の魅力、人材、文化など町の資源の最大化を図ります。

フォトフェスにより文化を醸成させ、町の魅力を向上させていくというところでございます。現在、年間８００万人訪れる軽井沢町の観光客を、こちらへ引っ張ってまいりまして、お金を落としてもらう体制等、構築する第一歩の事業というふうに考えているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　五味高明議員。

○３番（五味高明君）　このフォトフェスティバル事業っていうのは、アマナさんとの関係があるかと思うんですけども、今年度地域おこし協力隊員を雇ってというような話も出ておりますけれども、その辺との関連はこの中ではどうなっているのか、教えていただけますか。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　地域おこし協力隊におきましては、こちらのミヨタのフォトフェスティバルの関連を中心に、町のほかの事業もあわせてお一人お願いした

いということで考えております。

中心には、このアマナさんとの事業の進捗等、一緒にかかわっていただいて、詰めていきたいというふうに思っております。

ただ、こちらフォトフェスティバルだけでなく、ほかの祭り、ほかの龍神まつりですとか、そういったところにも携わっていただければというふうに考えているところであります。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　じゃあ、この件について、この協力隊員のめどというのは、現段階でついているのか、まだまだこれからスタートなのかだけ教えていただけますか。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　募集につきましては、本年１月１５日から２月末までの期間募集をかけました。現在３名応募していただいておりまして、今月の中旬以降に面接等を行い、お一人を採用させていただく予定になっております。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　わかりました。

じゃあ、ちょっと次にいきますけども、新規事業の中で税のコンビニ収納事業６７４万４，０００円というのが計上されていますが、この事業の概略、あと狙い目ですね、その辺をお願いします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　税のコンビニ収納事業でございます。目的は、２９年度は準備期間で、３０年度から運用開始予定でございます。固定資産税等長野県以外での納税者や町民から夜間・休日の現金納付ができず、多数の要望が寄せられていたために、コンビニ納付の導入によりまして、納税環境の向上を図ることを目的としております。

期待する効果としましては、３６５日、２４時間全国のほぼ全てのコンビニで納付が可能となります。納税者の利便性の向上、徴収率の向上、督促状発送枚数の減少、また差し押さえ件数の減少等が見込める事業となってございます。

以上です。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　わかりました。まだ新規事業についてお聞きしたいところがいっぱいあるんですけども、何点か用意してあるんですけど、それ時間もありませんので、２番目の引当財源と財源確保に向けて具体策はという項目にちょっと移らせていただきます。

町は基本方針で、各事業の財源については、国、県の予算及び経済の動向を把握し、町負担を最小とするよう有効かつ適切な財源を選択する。町税の収納については、目標数値達成の取り組みを強化することとし、使用料、手数料については、受益者負担の原則に即し、適正な料金水準の確保に努めるとしております。

そして、これは前もそうでしたが、必ず言われることが、「最小の経費で最大の効果が得られるよう、また、その財源は町民の皆様から納付された税金で賄われているということを念頭に置き、徹底した費用の削減をした中で予算計上をしてまいります」と今しております。

全くこのとおりだと思うんですけど、ここではもう少し具体的に教えていただければと思いまして、３点ほど。

まず、有効かつ適切な財源を選択するってどうやるのか。

２つ目として、目標数値達成の取り組みを強化するって、どこをどう強化するのか。

３つ目、徹底した経費の削減って、具体的に何をどうするのか、この３点についてお伺いします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをいたします。

本年度の予算編成におきまして、先ほど五味議員おっしゃるとおり、予算の編成方針等に計上させていただいているところでございます。

本年、新規事業等予算を編成するに当たって、今回の新規事業ほとんどが一般財源での予算計上となっている状況があります。国や県の補助対象となる事業ではないといったところでのものでございます。単独事業として実施をするといったところでございます。

それぞれ目標等、予算編成方針で言わせてはいただいてあるところでありますけれども、とにかく新たな財源を開拓していただくっていうこと、あるいは使用料、手数料についても、本来負担公正、公平等ございますので、見直し等十分に定期的

に行わなければいけないということ、また、徹底した経費の削減っていうところにつきましては、前年度との実績を勘案する中で、削減できるところは削減をしてスリム化していくというようなことで、今回については予算編成をさせていただきました。

具体的なところではないんですけども、これまでの実績等、支出した経過等を勘案する中で、妥当な数字なのか、そうでないのかっていうことを検証しながら、予算編成のほうは詰めさせていただいたところでございます。よろしくお願いします。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　１つでもいいから、具体的にこういうことをするんだっていうのがあると、非常に心強く感じるんですけども、財源を確保するということは、大変な御苦労があるんだと推察をいたします。

それにあまりきれいな文章だけ並べても、なかなか具体的でないと。具体的にやることをやっぱ述べて、対策していったほうが、本当の意味での予算執行に当たって効果が出てくるんじゃないかと、こう思いますので、ぜひこういうことで、そりゃもちろん企財課長が言うことじゃなくて、各執行する課でそれぞれやられると思うんですけどね、そんな質問が出たときには、一つぐらいこんなことを今年度はやるんだっていうのが言っていただければ、非常に心強く感じ、また頼もしく思うんですけども、これ以上ここで議論はないので、やめておきます。

最後の時間もありますので、最後のちょっと問題、最後の質問に移ります。

地方創生拠点整備交付金の活用事業はということで通告してありますけども、先ほど財源という意味では、こういった交付金を最大限に使うことが一番いいのかなっていうふうに私自身は感じております。

地方創生交付金については、皆さん御存じですけども、第一弾の先行型交付金、第二弾の加速化交付金、第三弾の推進交付金、そして今回１６年度の補正で予算計上された拠点整備交付金があります。

２月４日の信濃毎日新聞によれば、この地方創生拠点整備交付金の第一弾の交付が決定したとありまして、全国で６０９自治体、８９７事業で県内は県と県内４６市町村の６２事業、合計３０億５，６００万円が交付決定されていると報じられております。

都道府県別に見ても、長野県は全国で最多、交付額でも北海道に次いで２位とい

うことで、非常に長野県はこの交付金を利用しているということで、不採択になったのは、２村の３事業ということでした。

交付の決定した市町村を見ると、市町村別では１０市１４町２１村ということで、決して大きな市、人がいっぱいいる、職員がいっぱいいる市だけじゃないんですよね。ちっちゃな村もこうやってちゃんと出して採択されているわけですね。

こういった事業内容も見ますと、非常に多岐にわたっています。裏を返せば、当町でも十分こういった交付金を補足してできる事業っていうのはあるんじゃないかというふうに思うわけです。

そこで、その新聞からあれですと、どうもうちは申告しなかったというようにとれたんですけど、そうだとすれば、なぜ応募しなかったのかということと、この第一弾があって、第二弾がもう３月に入ってますけれども、中旬までが２次募集の納期となっているということなんですけども、この辺の何か準備を進めているのか、この２点について御回答をお願いします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　それでは、地方創生の拠点整備交付金について御説明をさせていただきます。

本交付金につきましては、いわゆる地方創生に係る拠点の整備のうち、建物の整備に特化をした交付金となっております。昨年の８月２日閣議決定により、未来へ投資を実現する経済対策として創出をされた平成２８年度限定の制度となってございます。

建物の新築、改造を伴う改築などが対象となり、修繕に当たるものは対象とならないといった状況で、１２月の１次募集の時点では、まだまだ計画として出せるような状況にはございませんでした。現在、第２次募集がかけられておりまして、旧メルシャン軽井沢美術館の跡地の利用を、現在株式会社アマナと進めているところでございます。

この旧メルシャン軽井沢美術館の駐車場の整備、あるいは建物整備を含めて現在拠点整備交付金を申請する予定で協議をさせていただいているところでございます。

３月中旬以降、交付申請という予定で現在申請書類作成をして進めているところであります。この申請通りましたれば、本年６月の議会定例会で予算措置をして進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　今準備を進めていただいているとこで、大変頼もしく思います。ぜひ獲得できるようにお願いしたいと思います。

時間もちょっとないので、最後１点ですけども、今年度、２９年度の予算の中に、地方創生交付金が２０６万７，０００円、この先ほどのフォトフェスティバルの関係の財源の一部として引き当てられているんですけども、交付は確定しているのか、それともそうじゃないのかお願いします。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをいたします。

平成２９年度当初予算で地方創生交付金ということで、３００万弱の金額を予定させていただきました。これにつきましても、旧メルシャン軽井沢美術館を拠点として、アマナとのフォトフェスティバル等の経費を当てたいというところで、検討をしました。

当初予算の段階では、この交付金を使って２９年度から５年間で事業を組み立てていきたいと考えておりましたけれども、現在アマナとの交渉も一歩一歩前進している段階で、今後さまざまなフェスティバルの経費ですとか、建物の改修経費ですとか、そういったものが明確になってくるといった状況になってきております。

１年先送りをさせていただいて、平成３０年度からの交付金の獲得を目指して、現在株式会社アマナと協議を進めさせていただいております。

当初段階では、ぜひ２９年からという考えで計上をしましたけれども、事業費が大きくなるもう一年先から事業実施をしたいというふうに考えて、現在協議等を進めさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（古越　弘君）　五味髙明議員。

○３番（五味髙明君）　ということは、２９年度はこの推進交付金は申請しないということなんですね。

はい、ちょっと最後飛ばしたんで、４分ぐらい時間があるようなので、通告した分についてはこれで終わります。

通告外っていうことで、ちょっとこれは答弁を決して求めるものじゃないのです

が、ちょっとお伺いしたいことがありますので、ちょっと時間内にやらさせていただきます。

昨年の１２月議会の一般質問で、クラインガルテンの推進体制について御提案を申し上げたのですが、その後何かやり方を変えていただけたのでしょうか。現在のところ、ラウベは７棟埋まったというふうにこの間も報告がありました。

１棟まだ残っているわけですけども、２８年度と同じように、ことを繰り返さないためにも、前回のときにはそのようなことを申し上げたんですけれども、ちゃんと埋まりさえすれば、あえて私が推進体制云々なんて言うつもりは全然ないのですが、いまだにまだ１棟埋まってないと、こういう状況の中で、その取り組みというのを何か変えていただけたのかなと。もしあと１分ありますので、御回答いただければうれしく思いますけども、もしなければこれで終わりたいと思いますけど。

○議長（古越　弘君）　通告をしてございませんので、一応回答がなしということで。

○３番（五味髙明君）　わかりました。

○議長（古越　弘君）　お願いします。

○３番（五味髙明君）　そんなことを思っているということだけ、お耳にとめていただければ結構です。どうも、これで終わります。

○議長（古越　弘君）　以上で、通告３番、五味髙明議員の通告の全てを終了します。

通告４番、井田理恵議員の質問を許可します。井田理恵議員。

（２番　井田理恵君　登壇）

○２番（井田理恵君）　通告４番、議席番号２番、井田理恵です。私は、３月という新年度への区切りの月に当たり、質問前に一言添えたいと存じます。

当月は、社会生活において特に区切りの月であります。町当局でも行政に奉職され、退職を迎えられる方々がおられます。

ここ議場では、尾台清注総務課長、大井睦雄消防課長が定年退職だそうで、長きの労苦に対し敬意と感謝を申し上げます。

私がこのごろ勉強の中ではっと胸に落ちた言葉があります。ドイツの社会科学経済学者、マックス・ウェーバーにより、役人に資質としてということで、そういう言葉がありますので、ちょっと御紹介させていただきます。

「政治指導者と役人の資質について。役人にとっては、自分の上官が自分に間違っていると思われる命令に固執する場合でも、それを命令者の責任において誠実か

つ正確に執行できることが重要で名誉である。このような最高の意味における倫理的規律と自己否定がなければ、全機能が崩壊してしまうであろう」という言葉です。

そして、それを受けて青山学院大学の教授から、「役人はどんなに矛盾を感じても法が存在し、それを施行することが役割である以上、役人を続ける限り忠実に実行するほかない。できなければ役人をやめるべきだ。もし時の政府の方針と自分の考えが異なっていたら、そのときは改正を要求すればよい。それが通らなければ身を引くか、あるいは考えを変えるかということになる。」こんな一節があります。

諸説いろいろありますし、受け取り方はいろいろであると思います。しかし、公職の本質を理解することの大事さを改めて思いました。

同時に、後を継ぐ職員の方々は、去り行く先輩から譲り受けた本質を再確認し、独自に発展させ仕事に臨んでいただきたいと願います。

今回の３件私は通告をいたしました。項目としては６件ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に入ります。

まず第１点目、広報・広聴の活発化でマンパワーあるまちづくりへということで、発展的な将来のまちづくりに向け、民と官の連携力は欠かせません。広聴の場を設け、町民益につながる議論を行い、事業を実施の際は町民との協働が必要であります。第５次長期振興計画、基本構想の柱の一つ、町民自治の施策、広報・広聴活動の推進の目指すところはということで伺います。

○議長（古越　弘君）　尾台総務課長。

（総務課長　尾台清注君　登壇）

○総務課長（尾台清注君）　お答えいたします。

第５次長期振興計画の４９ページに、広報・広聴活動の推進ということで、目指すところの内容が書いてございます。ここには、「行政ニーズの多様化に対応するため、行政のさまざまなプロセスへの住民参加が重要になっています。行政からの徹底した情報公開を行い、住民参加の充実、住民と行政との協働事業を推進し、パートナーシップを確立することです」ということで記載をさせていただいてございます。

この中で、私が考えるその広報活動とは、町民の意見を酌み取り、それを政策に反映させ、政策等に関する町民の理解を得るとともに、積極的に関与を促す一連の

コミュニケーション活動というふうに考えてございます。

単なる周知にとどまらず、行政と町民の相互の理解の促進と、その相互の行動の変革を伴うことが期待できます。

行政と町民がともに信頼し合える対等な関係で手を取り合い、町民が行政への要望、それらを参考に行政が政策計画を策定し、またその要望を実現したことを町民に広報し、フィードバックする。さらに、町民が要望を出し、それを行政が吸い上げるといった対話のサイクルが繰り広げられるようになる、このことが最も理想とする広報ではないのかなというふうに考えてございます。

また、広聴については、やはり行政と表裏一体のものでございますけれども、その行政の広報については、一方的に町民に情報を伝えるのではなく、町民との関係において求められる適切な情報を提供し、信頼関係を構築させるものでございますので、この正確な事実の伝達は、この広報の基本ですけれども、これだけではこの広報というのは成り立たないと思っております。

そこで、次に広聴ということで、広聴を通じてニーズの把握、そしてそれにより得られた情報で政策形成を図るということで、その政策や成果を広報により町民にお知らせするということで、広報と広聴のサイクルにより、受け手となる町民が納得することで、この目的を達成することができるものではないかというふうに考えてございます。

○議長（古越　弘君）　井田理恵議員。

○２番（井田理恵君）　おっしゃるとおり、住民への説明責任と理解のこうした作業は、行政運営と執行の上でとても大事なことだと思います。

以前、同様な質問をさせていただきました際にも、「有益な御意見は取り入れて、ぜひ町政に反映させていきたい」などと御回答もいただきました。

このたび、議会でも初めての試みで、「町民と議会の語る会」を去る２月に実施し、多くの参加を得、闊達な意見交換の場となりました。その内容については、これから広報していく予定ですが、私がこれまでの参加、見聞した懇談会とあわせて心打たれたことは、ともに共通した住民機動力の可能性です。

批判の御意見などもあるでしょうが、受容や反省をしつつ、相互理解の中で、それこそ相互理解の中で意見もするが、こういう方法もあるから、そこはできることを協力するよというような関心から、まさに住民参加の意識がその場で育まれるこ

とを実感いたしました。

今後は、経験から専門性や知見や技術を持つ方々から、必要な場面で時には力を借り、また町民益の可能性がある新事業へ民間特定法人などとして、意欲があれば後押しなどしたり、行政が後押しなどをしたり、そんな可能性もあるのではないかと思います。踏み込んだ一歩が必要と考えます。いかがでしょうか。

○議長（古越　弘君）　尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君）　お答えいたします。

井田議員のおっしゃるとおりで、その形が理想とする形の中ではあろうと思います。なかなかその前に、例えば前にも質問いただきましたけれども、何かと説明会とかってなると、まとまらない形の説明会というのは多うございまして、これからかつては説明会とか、いろんな部分には出て来られない人のほうが、サイレントマジョリティーというような言い方をされて、大変多うございましたけれども、最近は関心のある人が説明会に出て来るという傾向があると思います。

そういう中では、専門的な知識を持った方からの意見を吸い上げる場所とすれば、大変有意義な場所ではないのかなというふうに思いますし、それぞれの政策の中で、先ほど企財課長のパブリックコメントもありましたけれども、何らかの形で早め、早めに情報公開をして、ともに知識をいただきながら推し進めていくということは、重要な要素であろうというふうに認識してます。

○議長（古越　弘君）　井田理恵議員。

○２番（井田理恵君）　前向きなお答えいただきました。

午前中の同僚議員の質問の中でＰＰＰという言葉が示されまして、町のほうにも示されています。ＰＰＰ、パブリック・プライベート・パートナーシップっていいます。私もこれはちょっと前から研究してるんですけど、これは特にハードの事業について思い切った民間の活力を導入するということでございます。

今、なかなかまだまだちょっと少し現実的ではないというお答えもありましたけれども、例えば、東京都では一番お金のない小池知事の豊島区では、区長の先導のもとに私も見に行きましたけれども、豊島区役所が全く、公のお金を使わないでマンション、それから企業のビルが入って、そんな中に豊島区役所があります。

そういったことというのは、ちょっと突飛な発想かもしれませんけれども、そういう発想自体を取り入れていくというのも、非常に前同僚議員がおっしゃった言葉

と私も非常に同感するものがあります。

ただ、このハードの事業に関しては、明確に目指すところや目的の建物、建設のものとかがあったときに、またそういったことを検討すればいいかなと思いますし、なかなかまだまだ非現実的ではあります。

ただ、この人の民活、人の民間活力というのは、非常に可能性が高いものだと思いますし、実際にそういったことをやってる市長さんも、あると聞いておりますので、ぜひこの考え方自体を取り入れていくのも一考かなと思います。

長振の５つ目の柱、町民自治の根拠に思い切った発想の転換と、そういった経営的視点を導入した行財政運営を行い、町政の体質改善を図り、自助、共助、公助によるまちづくりを実現しなければならないと示されています。

広報・広聴による正しい情報共有で、それらが実践でき、協働していけるよう、私たちも一緒に努力していきますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。

広報・広聴という視点から、このたび向原地区のまちづくり整備基本計画が案として勉強会の形で始まりましたことについて、お聞きします。

やはり、昨年出された第５次長期振興計画にて、柱、ついページに示された土地利用構想で当該地区は市街地整備ゾーンとして赤で区分けされています。

都市計画マスタープランで、中心市街地に隣接、駅１km圏内で現役場庁舎北東側、都市的未利用地７．２ha範囲とされています。

このたびの役場庁舎と農地の移動に伴い、現状の変化や、その意義において２，０００年からの再検討事業となり、地権者、説明会が該当の方々、地元区長、議員と、町、担当局と第三者の専門コンサルタントを入れ、意見懇談や勉強の形で始まりました。

まちづくりニュースということで、広報もされております。

よりよい着地点を見出すためにどのような姿勢で今後進めていかれますか、お願いいたします。

○議長（古越　弘君）　大井建設水道課長。

（建設水道課長　大井政彦君　登壇）

○建設水道課長（大井政彦君）　お答えいたします。

御代田町における土地利用計画、その利用目的により都市的な利用のほか、農業、森林、自然公園などそれぞれに区分されております。

その中で都市的利用をする地域につきましては、都市計画法の規定により、都市計画を定め、建築等の土地利用に際して一定の規制等を設けることで住宅系や商業、工業系など、土地利用の用途の誘導を行ったり、将来の道路計画等を定めたりすることで地域内の都市的利用を促進しています。

また、都市計画のほか、都市的なまちづくりに関する目標や、方針を定めた都市計画マスタープランをあわせて定めております。

ただいま、質問にありました、入向原地区につきましては、現在の役場庁舎から町営住宅桜ヶ丘団地に至るあたりまで、およそ７haの現状が、農地の区域になります。

本年度地権者から土地の有効活用について意見がありました。

町としては、当該地域が都市計画上の用途地域が住居系であること、また都市計画マスタープランにおける位置づけとして、住宅市街地としての形成を促進するエリアであること。

今回の地区に隣接している現役場庁舎が移転予定であり、跡地利用について検討していること、町として定住人口増に向けた取り組みを検討していることなど、さまざまな要素を勘案し、住宅用地としての活用可能性を地権者の皆様とともに検討していくこととしました。

現在、建設コンサルタントへの委託により、地権者の皆さんも交え、住宅用地としての可能性やその活用手法等について検討を進めています。

昨年９月には、地権者で皆様と懇談会を開催し、まちづくりへの疑問や御意見等を伺いました。

また、本年２月には、地権者を対象とした説明会を開催し、地権者の皆様からいただいた御意見等を踏まえて、事業計画案が受託事業者から示され、その事業手法として地権者で構成する組合を設立し、組合による土地区画整理事業という形が提案されました。

土地区画整理事業の特徴といたしまして、実施のための事業費は地権者がそれぞれの所有する土地を提供することによって賄うという原則がございます。

そうした点も踏まえ、今後も引き続き組合施行による土地区画整理事業によることを前提に事業実現に向けた検討を続けていくこととなっております。

組合施行の土地区画整理事業が実現した場合、町には、新たな住宅地や道路等が

整備されることとなります。

町としましては、事業が実施されることは定住人口の増加に資すること、また土地利用に関する計画にも合致することなどから、当該地区で検討される事業に対して、支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

今後の検討の進め方や想定される工程につきましては、まず、事業の計画案についてその詳細を検討していくこととあわせて、地権者の皆様の合意形成を図ります。

その次の段階としまして、事業実施の合意により、地権者による組合が設立され、以降は組合が主体となって事業を進めていくこととなります。

組合が設立され、事業計画が認可されると測量や造成等、実際の工事に着手し、工事完了後には権利関係の清算業務を行った上で組合を解散、宅地分譲されるということになります。

事業全体の工程は非常に長期間にわたるものとなります。

一般的な進捗としましても、合意形成に１年から２年、事業計画の検討と組合設立準備等に２年、造成等工事に２年から３年、清算に１年、全体で７年から８年ほどの長期的な事業となることが予想されます。

ただし、それぞれが事業の成否に関わる非常に重要な工程であり、慎重に進めていく必要があるものと考えております。

平成２９年度につきましては、全体の第１段階として、地権者の事業に対する理解を深めていただくための勉強会の開催のほか、事業への参加の意向についてアンケート調査を行いたいというふうに考えております。

あわせて町としての本事業への支援についても、具体的に検討進めてまいりたいというふうに考えております。

入向原地区のまちづくりにつきましては、以上のような経過により、地権者の皆様による検討が進んでいるところでございます。

地権者で構成する組合による土地区画整理事業という手法が前提で検討されていることになり、基本は、地権者の皆様がお考えになることとなります。

そうしたことから、現時点では、これらの内容等につきましては、地権者等関係の皆様に限り、周知、情報共有等をさせていただいているというところでございます。

町としましては、地権者の皆様の検討を支援する立場として努めてまいりたいと

いうふうに考えております。

組合施行の土地区画整理事業という特性上、現時点においては地権者の皆様の検討を進めていただく段階にあるものと考えていますが、検討の進捗状況につきましては、可能な限り広くお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

事業の検討が進む中で町民の皆様の御意見をお聞きしたい場面も出てくるかと思われますが、その際には町民の皆様、また議員の皆様にも広く御意見をお聞きする中でよりよい計画になりますよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、その際は、御支援、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（古越　弘君）　井田理恵議員。

○２番（井田理恵君）　事業そのものの内容につきまして、まだ、今、これから、まさに始まった、検討事業でございますので、非常に慎重に、そして今の話でもありましたけれども、詳細な情報を地権者の方々、それから関係各位にお示しいただいて、合意形成を図る、合意形成というのは、それぞれの合意形成で結構だと思います。

一人一人、またこれは個人の財産に踏み込むことでもあります。区画整理事業は私も初めて参加して感じました。

それは、ただ、町として秘密の事業ではございません。大きな公共性にも関係する、複雑ですが、繊細な事業と捉えました。

そんな中で、今の中で幾つかキーワードをいただきましたが、交渉事ですので、交渉事というか、最後は個人対個人、個人に対してやはりヒアリングそういったことも必要な作業としてやられることかと思います。

慎重にそしてまた理解を求めるために、町としてのこの基本、とても一番この見開きのところにこうやってここにあります土地利用構想、この赤の部分のところが本当に今、この都市計画としてマスタープランとして、当該地が進められているということ、そして、ただ、今、お話の中にあったときにちょっと気になったことがありますけれども、本当にこれは、来年、再来年にできることではないと思いますけれども、一度、やっぱり計画として立てた２０００年に立てた案です。それがやはり必要性をもってこのたび起こってきた事業案です。

ですので、やはりそこは非常に熱意とやっぱり理解を、お互いに理解し合うという気概を持ってやっていただくことはやはり大事じゃないかと思いますので、ぜひそこは、そしてまただらだらと長い年月時間がかかるものだからっていうのは、そ

れはわかります。

ただ、その中でやっぱり一定のスピード感や目標値を決めてやるのも大事かと思います。

そんな中で都市計画道路として、やはりそんな中で具体的な根拠、合意形成を得るためにやはりそれは町民益につながるんだという具体的な根拠をやっぱり町としても示していくということで、この基本説明会の基本のところにも入っておりましたけれども、都市計画道路として東原西軽井沢線の整備改革をあわせて実現化していくということがあります。

こういったことは、あわせてこうイメージされれば、より理解も深まるのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（古越　弘君）　大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君）　お答えいたします。

都市計画道路の東原西軽井沢線とのあわせて計画ということなんですが、この間の２月に懇談会でも御質問いただいたところでございます。

そのときに答えたものと同じように現在のところは答えていくしかないんですが、そのときの資料がこちらの入向原地区まちづくりという資料でございます。

後ほどまたまちづくりニュースというものも発行して今回参加いただけなかった地権者さんや、関係周辺の地権者、あと地元の役員さん等にもお配りして、また周知徹底を図ってまいりたいとは思いますが、このそこへ載ってますところの土地利用計画、交通網計画の中の項目でございまして、はっきり申し上げますとまだその都市計画道路東原西軽井沢線の位置につきましては、現在のたしか４６年ほど前に位置決定している都市計画道路のように施工できればいいんですが、ちょっと地形上困難であったりしてるところもございますし、今回の役場新庁舎建設にあわせて南浦３号線もそこに関係してくるところでございます。

町道御代田佐久線、いわゆるかりん道路の交差点の位置もその先のことを考えますと、東原西軽井沢線の都市計画道路の位置も当然交差点の位置もその計画どおりにはいかないというところで、現在、この減歩率とか、そういったものを事業費の算出に関しては、公共用地道路やそういった公園等を加味していくとどの程度必要になるか、最小限どの程度公共用地が必要になるかというところから事業費を算出してまいったところでございますが、あくまでもその、今回のお示しした位置につ

いては、今回、考慮してはございませんが、当然、そういったこともあわせもって来年度から新しく都市計画道路のほうも見直しが入ります。

どちらも並行して進めれば、一番、理想なんですが、お互いどちらも事業の年数はかなり期間は要すというふうに考えております。

位置決定をまた変更するにあたっても、県の事業認可等、そしてこちらの土地区画整理事業にあたっても事業認可等もまた必要になってきますので、当面はあわせて道路の計画等、位置決定の変更とあわせて進めていくところでございます。

もし仮に、この位置決定が今回の土地区画整理事業の実施段階になってもまだはっきりと決定できないようであれば、その辺は、あとあと対応できるような形で位置の変更が可能なような方策をとってまいりたいというふうに考えております。

あくまでもその土地区画整理、今回の７．２haの部分がこの土地区画整理の中だけで勝負というか、その決定できればそれは全然問題ないんですが、さらにその周りの地権者等の調整等も必要になってきますので、そういったところで一緒にできれば可能ですが、可能な限りそんなふうにしてきますけれども、まだ時間のほうもかかりますので、現段階ではその辺応用がきくような形で計画してまいりたいというふうに考えておりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古越　弘君）　井田理恵議員。

○２番（井田理恵君）　なかなか文言にもされてるんですけれども、都市計画道路をあわせて入向原地区のこの資料の中にもそんなことが書いてありますけれども、現実としては今、慎重というか、なかなか厳しい部分もあるけれども、そこを目指してやっていくということでございますけれども、本当にそこを道というのは特に区画整理や大きな事業に関しては、やはり道というのは非常に大事だと思います。

そこで土地の価値もいろいろかわってきますし、いろいろ希望的観測ではあるかもしれませんけれども、こういったことが文言になって、また再び提案されるというようなのは、やはりそれができなかったからそうではなくて、やはりそれはもう見通しを立ててしているものだというふうに住民の方も理解する人がおりますので、その辺は丁寧に説明をしていきながら、また意気込み、意気込んで頑張っていって、みんなで頑張っていかないといけないと思いますけども、担当課長、また頑張ってよろしくお願いします。

その中で個別に丁寧な聞き取りがその後は、今も、話がありましたけれども、個

人に対して、地権者に対してヒアリングはされる予定ということでよろしいですかね。

ぜひ、丁寧な情報提供による説明と、傾聴に道路に面した方々、それからいろいろそれぞれやはり個人の財産ですので、みんな状況が違います。そういったことに対しても傾聴するという意味でも、そのヒアリングの際は、ぜひ、そんなような姿勢で臨んで、納得感のある合意形成を見出せればと私も思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。

第２点目ですけど、シルバー人材センターの今後についてということで伺います。

役場移転に伴うシルバー人材センター事業所の今後の所在がちょっと不安視というか、ちょっと不安になるような声をお聞きしておりますけれども、その所在の予定はどのような状況か、今、お示し願います。現在の状況で結構です。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

（企画財政課長　荻原春樹君　登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君）　シルバー人材センターの事務所につきましては、現在、普通財産である役場北側にあります旧保育園の建物を使用していただいております。

町とシルバー人材センターとの間で、土地建物使用貸借の契約を締結しまして、無償で貸し付けを行っているところですが、電気料及び水道料等の光熱水費等については、御負担をいただいているところです。

シルバー人材センターからは、現在の建物での継続使用について町長または、保健福祉課に相談をされているところでございます。

しかし、この旧保育園の建物につきましては、昭和４３年３月の建築で４９年が経過をしまして、現在の耐震基準は満たしていないような状況となっております。

地震等による倒壊の危険性があるため、継続使用については好ましくないと考えているところであります。

現在、別施設で代替できないか検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（古越　弘君）　井田理恵議員。

○２番（井田理恵君）　確かにそのとおりだと思います。

建築年数の４９年ということで、非常にその安全性の意味でもこれは情緒的な話

ではなくて、やはりそこの事業所自体を守るということにおいても、今の答弁が、今の時点ではそうかと思います。

まず、ここで同センターの設立と活動の意味について少し触れてみます。

昭和６３年に社団法人小諸シルバー人材センターが設立され、平成３年に当町が加盟し、小諸御代田シルバー人材センターとなり、その後、平成９年に残り北佐久郡が加わり、小諸北佐久シルバー人材センターとして事業運営を行ってきたということです。

当町としては、２６年余りに実績があり、現在の登録者は１１１名、６０歳から６５歳が１割、男女比は７対３ほどだそうです。

事業内容は公道の草取りや、草木の剪定や管理、公共施設の管理から今は個人からの生活支援的仕事依頼まで多岐にわたります。

こういったパンフレットも出しておられて、皆様に配っておられるそうです。

その中を見ると本当に技術的なことを専門技能を持ってらっしゃる方のオーダー、リクエストもあるということです。

また、仕事に対していろんな研修も受けていると聞いております。

町のほうも顧問、それから担当課長等が歴代の記念誌、大分厚いのを読ませていただきましたけれども、町も非常にサポートしてやってきたということで、理解しております。

その中、やっぱり今、お話しましたけれども、特に今福祉サービスや地方にはない、都会にいきますとそういった猫の手みたいな民間サービスが有料でありますけれども、地方にはなかなかございません。

当町にもそういったのはあんまり社会福祉協議会がやってるものもありますけれど、いわゆる本当に民間のサービスの会社っていうのはなくって、行き届く手として比較的安価で受託活動を長く続けています。

その意義としても雇用そのものが生きがいの一助となって町民益につながっていると考えます。しかし、幾ら元気であっても、高齢化長寿の中です、肉体的負担も考慮して、安全性と作業や仕事をしやすい、安定的拠点環境の確保は、行政として必須かと考えます。

現在、駐車スペース、軽トラックが、自動車が今調べてまいりましたけれども１５台から、２０台分ほどあります。その中で車がいつも満車であるわけではなく、外で

お仕事に行っている、そんなときに作業スペースとしても利活用が非常にされていて、たすかっているということです。

その点を考えますと今後、ちょっと具体的にはどのようなことが少し考慮されますでしょうか。

○議長（古越　弘君）　荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君）　お答えをいたします。

シルバー人材センターは、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに経済及び社会の発展に寄与することを目的とした、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、こちらの法律に基づきまして県知事の指定を受けた法人となってございます。

高年齢者の就業の機会を確保し、援助し、高齢者の生きがいの充実、健康の増進、社会参加の促進を図ることにより、能力を生かした地域社会づくり、地域の福祉の向上に寄与をしていただいているところでございます。

近隣の佐久市、あるいは小諸、軽井沢町と状況を見ましても、このシルバー人材センターの事務所につきましては、こういう施設内に設けている状況がございます。

担当します保健福祉課とともに近隣市町と同様にこういう施設内で事務所が設けられるような形で検討を進めたいと考えております。

いずれにしましても、シルバー人材センターの希望もあるということをお伺いしております、再度意向を確認した上で業務に適した場所で事業が行えるよう、協力をしてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（古越　弘君）　井田理恵議員。

○２番（井田理恵君）　情緒的な話ではなく、本当に合理的に、そして理解をし合える地点で、ぜひともやりがいと生きがいをもって、ここでも主体的健康長寿の事業継続ができますよう、ぜひ、よろしく頑張ってお願いいたします。

では、次に移ります。

最後に口腔ケアの啓発で、疾患の重症化予防にということで上げさせていただきました。

歯周病の歯科疾患と内科疾患との相関関係をどう捉え、保健衛生に生かすか、現況を伺います。

あわせて、歯周病予防講座や口腔ケアについての講座、広報での啓発のお考えを伺います。

なお、総合的には医療費抑制につながるとあります。などとありますけれども、このたびの質問は生活意識の中でできることや、まだまだ未周知の改善できる健康管理として歯科衛生について啓発の視点からの通告であります。

お願いいたします。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長　古畑洋子君　登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君）　お答えいたします。

まず、一番初めの歯周病の疾患の罹患と重症化の相関関係をどう捉え、保健衛生に生かすかという、その現状についてお答えいたします。

歯周病を初めとする歯科疾患は、進行することで結果的に歯の喪失につながるため、食生活や社会生活等に支障を来たし、ひいては全身の健康に影響が出てくると言われております。

厚生労働省では、口腔と全身の健康の関係を実証的データとして明らかにするための研究を平成８年から行っております。

８０歳、高齢者を対象とした統計分析等からは歯の喪失が少なく、よくかめている方は生活の質及び活動能力が高く、運動、視聴覚機能に優れているということが明らかになっています。

また、要介護者における調査においても口腔衛生状態の改善がそしゃく能力の改善を図ることが誤嚥性肺炎の減少や、ＡＤＬの改善に有効であることがわかっています。

しかしながら、日本では齲蝕有病率が９０％を超えまして、５５歳から６４歳での歯周病の有病率が８２．５％など、歯科疾患の有病率はかなり高い状況であることから、国では歯の健康に関する基本方針の中で各ライフステージに応じた適切な齲蝕歯周病予防を推進しております。

当町の現状でございますけれども、当町におきましては、歯科疾患が全身の健康にも影響を及ぼすということを踏まえまして、国の基本方針に基づき乳幼児からの

歯科指導や、齲蝕予防の講和を開催するとともに、成人向けとして地区の健康教室や介護予防教室の中で口腔ケアに関する講和を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（古越　弘君）　井田理恵議員。

○２番（井田理恵君）　今、お答えをいただきましたので知見的な見解は省略いたします。ほぼ、概略的には、内科疾患との関わりというのは、やはり歯周病、今、少しつけ加えさせていただきますと、生活習慣病やそれから例えば糖尿病ですけれども、糖尿病などは口腔環境が悪くて、歯周病菌が血液の中に入りますとインシュリンの分泌が悪くなりまして、糖尿病を悪化させる、そして糖尿病になるリスクが高くなると、そもそも糖尿病の方は歯周病疾患に逆になりやすい、いろんな相関関係があります。

ただ、決して、これは糖尿病が歯周病があるから糖尿病になったとか、１００％そういうわけではありません、注意しておきますけれども、糖尿病というのは遺伝な部分もありますので、そういったこともあります。ただ、そういった内科的な全身疾患に歯と歯の健康というのが非常に関係してくる、特に成人においては関係してくるということが今もお話がありましたけれども、もうここ近年では一般的な常識としてなっております。

ただ、まだまだとても未周知の部分っていうのがうちの町だけではなくて、あります。

そして、進んでいるところにおきましては、子どもたちのフッ素の洗口や、いろんなことを進めているところもありますけども、今、私が言っているのは、まだ今できる範囲で啓発を繰り返しますけれども、できることっていうのがまだまだあると思います。

保健福祉課でも歯科衛生に関しては、今のようなスタンダードな保健事業として法令に従い、そこはぬかりなくしっかりと押さえられて一定の安心感をいただきました。得ました。

この質問にあたりまして、町内の、また県外でも身内におりますけれども、歯科医師に聞き取りをいたしました。学校保健における歯科指導はほぼ行き届いております。個人差はあるけれども、親の責任感も高いです。

ただ、実はその親の世代から歯周病は８割、９割となっているのは、今の現実と

いうことです。

生活、本当に仕事の多忙、生活の忙しさ、いろんなことがあります。皆さんが、しっかりと私もそうですけども、歯のブラッシングだけでなく。そのちょっと歯磨きはブラッシング法の習慣的な誤解とか、それから生活習慣におけるちょっとした誤解が、まだまだ周知や個人の予防が未知かと、そういうことで捉えられます。

なお、今、一般企業では社会保険の会社の企業なんかでは、社会保険の医療費を抑制するためにデンソーさんなんか特にそうですけれども、歯科衛生指導を徹底しています。

教育、大人の教育で健康指導ですけれども、徹底しているところもあります。

今、大きな企業を中心に大体今企業っていうのは、産業医もいることだと思いますけれども、そういったことで大分、進んでおります。

ただ、一般的に広く町民にそれが行き渡っているかというと、なかなかそういうことではないと思います。

こんな企業の取り組みの紹介もまた違う新しい視点で、いいかもしれませんし、いろいろ大人の成人の講座、高齢者のいわゆる介護教室とか、そういったことにはよく口の中でつばを出す、入れ歯の方が大変多いですから、ただ、入れ歯の方も歯周病になってますんで、歯周病はそのまた例えば誤嚥、いろんな悪化するときに高齢になればなるほどそのリスクが高く、非常に命を落とす、重症化になる可能性があります。

ですので、全ての人にこの歯の健康というのは、必要なんだということを私も去年ぐらいからこういう話をいろいろ聞いてきて、１回ちょっと上げてみたいなと思いますし、続けて少し研究していきたいと思います。

こんな言葉があります。

歯を失うと、全身の健康が失われたり、それから日本人は長寿、長寿はいいんですけれども、歯は、歯を失う率はすごく高い。

それから、８０歳で２０本の歯を持とうっていうのが本当は目標だそうです。２０％、今、８０歳では平均的には１３．９本、それから２０本以上は３８．３％だそうです。

そういうことで、正しい、いろんなケアを周知していくということが大事だと思いますけれども、例えばここでちょっとこれも私見なんですけれども、例えば、啓発するに当たってとってもやっぱり言葉ってわかりやすくて短い言葉がいいと思う

んですよね。

その中で、やはり今おっしゃったように栄養バランスを考えてよくかんで、何でもよくかんで食べる、当たり前なんですけど、こういったことも５つの中に非常に大事な項目になっています。

どうしても入れ歯になったりすると、かむことを控えてしまったり、柔らかいものを食べてしまう。

ですから、入れ歯の環境なんかもよくしてもらって、そういうことを努めることが、やはりずっと健康でいられるということの一つの啓発になると思いますんで、それから２０分以内に歯磨きをする、なかなかこれって意外と実践できてないと思うし、私自身も２０分以内に歯磨きしてるかなってあります。

例えば、それから歯科で定期的にやはりある程度の年齢になりましたら、定期的なケアや予防、健診をするということ、それから虫歯はもうほおっておかずに、そのまま子どもだけではないですけれども、治療しましょうと、そういった感じの文言、それを極めて短くしたりして、たまにはこの歯のことについて、いろんな形でどんな形でもいいと思うんですよね。

まず、あと広報に、これも広報に少し関わることなんですけども、私はこういったこと、いろんなことが出てるんだけれども、でもそれはそこにもう町から来てますよ、配ってますよって言うんですけれども、大体見てないちょっと見落としたり、忙しい人はそういうことをおっしゃるんですけれども、でも多分それはそれが現実なんだと思います。

例えばそういう広報のものや、こういった健康の事なんかもできる範囲でいいんですけれども、銀行やいわゆる生活圏内に足を運ぶところに何か町のこういった啓発のことなんかもそうなんですけども、広報の方法として少し、取り組んでみたらどうかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　今、井田議員のほうからとてもいい提案をしていただいて、本当にありがたく思っております。

ただいま、広報に関しましては、幅広く住民の方に啓発を図っていくために広報やまゆりに掲載しております保健センターだよりや、介護のとびらなどを利用して行っているわけですけれども、そういったこと以外にもやはり歯周病の予防、口腔

ケアについての啓発というのは、これから非常に大事な部分にもなってまいりますので、そういった提案も取り入れまして、また、できる範囲で考えてまいりたいというふうに思っております。

やはり、啓発だけでなかなか歯ブラシだけで解決できなくて、やはりかかりつけ医を持って年に１回、２回はそちらに行って歯石を取っていただくというようなことをするだけでもやはりかなり口腔の中のケア、かなり改善されますので、そんなところも提案していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古越　弘君）　井田理恵議員。

○２番（井田理恵君）　いずれにしましても、私はちょっとせこいかもしれませんけれども、限りある財源の中で、今できることを、そして費用対効果の高いものを、今できることからすぐにできることは、すぐにやっていければいいというふうに考えております。

ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。私たちも協力しますので、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

○議長（古越　弘君）　以上で、通告４番、井田理恵議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午後　３時２０分）

（休　　憩）

（午後　３時３５分）

○議長（古越　弘君）　休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告５番、市村千恵子議員の質問を許可します。市村千恵子議員。

（１２番　市村千恵子君　登壇）

○１２番（市村千恵子君）　通告５番、議席番号１２番、市村千恵子です。

２点、質問いたします。

１点目は、部落差別解消推進法成立を受けて、町は主体性ある対応をと医療介護の大幅な改正の内容と対応について質問いたします。

まず初めにですけど、昨年１２月部落差別解消推進法が日本共産党以外の賛成多数で可決成立しました。

恒久法である、この同法が部落問題解決の歴史に逆行し、差別を固定化する危険

があり、きわめて重大であると思います。

町長就任以来、この問題については行政の主体性のなさが重大な悲劇を引き起こした反省から、町長自らが窓口として対応されているわけですが、今後の町の考え、対応について問うていきたいと思います。

この部落差別解消推進法が昨年１２月９日、参議院本会議で賛成多数で先ほども言ったように可決成立し、そして１６日に施行されました。

この法案は、昨年の５月急遽浮上し、５月１９日に自民・公明・民進３党共同提案で衆議院に提出されました。

翌２０日には、衆議院法務委員会で趣旨説明を強行しました。

２５日には、当初質疑終局、そして採決と言われていたわけですが、この法案の提出の仕方や内容の批判の高まりの中で会期が６月１日だったこともあって、迫っていたため、参議院での廃案を避けるため、継続審査となりました。

そして、１１月１６日衆議院の法務委員会に提出されたわけです。

そして、日本共産党以外の賛成で決まってしまいました。

次、本会議が１７日ですね、衆議院の本会議で可決し、１９日には、参議院の本会議で可決され、成立したという経過があります。

この法案が提出されたこともこの法律が決まってしまったことも、多くの国民の皆さん知らない方がほとんどではないかと思っています。

本当に知らないうちにバタバタと決められてしまった感が否めません。

政府は既に２００２年に同和立法を終結させています。

このときの一般対策の特別対策を終了して、一般対策に移行する主な理由として、特別対策は本来時限的なもの、これまでの膨大な事業の実施によって、同和地区を取り巻く状況は大きく変化、２で特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではない、３に人口激動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難、こういうことで一般対策への移行がされたというのが到達点なのかなというふうには思っているところなんです。

関係者の取り組みによって基本的には社会問題としてこの部落差別は解決し、これ以上の特別対策は問題の先ほども言ったように解決に有効とは言えないとして、同和対策事業が終結させたというのが歴史の到達点であります。

この法案が歴史に逆行するばかりか、この法案の中身の６条には、部落差別の実

態調査は新たな差別を掘り起こし、部落差別を固定化、永久化するのではないかと危惧されるところです。

当町においても、町長就任以前は行政が部落解放同盟の言いなりになり、さまざまな要求に応じて、個人的給付事業が多々実施されてきました。

同和地区を対象とした特別対策が町民の中では逆差別の感情を引き起こす結果となって、部落差別の解消どころか、解決を妨げるものとなっていたと認識しています。

御代田町の場合、一般対策移行と言われていたその平成１３年についても、個人給付というものは、継続されていました。

その１年前に出された本当下水道補助金などは、本当に個人給付的、その同和地区の方だけにつなぎ込みへの補助金、分担金、含めて宅内工事も含めた２分の１補助というのが議会でも大いに議論になったところであります。

そういう中で、行政の主体性の欠如がこの問題の最大の問題であったということであって、町長就任後はこのように特別対策を終了することが重要ということで、町長就任以来は廃止され、１０年が経過するわけです。

そうした中で、こうした法律が制定されたことを受けまして、町長の思いと言いますか、御代田町の同和問題における到達点も含めて町長の見解をお願いします。

○議長（古越　弘君）　茂木町長。

（町長　茂木祐司君　登壇）

○町長（茂木祐司君）　お答えいたします。

そもそも、同和事業終結、御代田町における終結以降、この１０年間この同和問題について、議会で議論をしておりませんし、我々としてはもう１０年たってようやく平和な町になったと、私自身思っていましたが、ここに来て国においてこうした法律ができたということは、非常に不安を生み出すような内容かと思ってます。

まず、今回のこの部落差別の解消の推進に関する法律ということを見たときに、なぜこんな法律が必要なのかっていうことだと思うんですね。

振り返ってみますと１９６５年に同和対策審議会の答申に基づいて同和対策事業特別措置法によってが成立して、歴史的、社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域への経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与するために特別措置を講じ、ということで始まり、３３年間にわたり１６兆円

というお金が投下され、この目的が果たされたということであります。

このときに、この同和事業のこの３３年間に１６兆円という巨額の投資による成果として、特別対策を終了して一般対策に移行するということで総務省が示したわけですけども、そもそも特別対策は本来時限的なもので、これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化したということ、それから特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではないということ。

それから、人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは事実上困難だということで、同和対策の特別措置法が終了したということであります。

このときに、所管の総務大臣が談話を出しているんですけれども、これはこの同和地区の経済的な低位性と劣悪な生活環境を期限を限った迅速な取り組みによって、早急に改善することを目的として、実施されてきたものであり、国、地方公共団体の長年の取り組みにより、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は、今や大きく改善された。このように同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策を全て終了することとなったということで国の特別対策が終了しております。

これが、日本における同和問題の最終的な解決と到達点ということだと思います。

こうした到達点を築いたにも関わらず、その後何か新たな重大な問題も発生していない中で、なぜこのような到達点を無視するようなこの法律が出されてくるのかということだと思うんです。

私もこの法律読んでみましたけども、まず第１は、部落差別というものがどういうものかということを明確に規定することができていないということです。

部落差別というのは、どういうものかということがまず規定がない、その中で国及び地方公共団体に部落差別の実態調査を義務づけているということ、それから国と地方公共団体に部落差別の解消に向けた施策を行えと、つまり同和対策事業を行えということを義務づけたということ、それからさらに問題なのは、時限立法ではなく、これは恒久法だという、半永久的な法律だということですね。

そこが大きな問題だと思います。

御代田町におきましては、私が町長になった１０年前に同和対策事業の全てを廃止したことから、同和地区関係者と一般町民の壁が完全になくなっています。

町民の皆様全てに対しまして、行政として平等公平に事業を行っておりまして、特定の人たちを差別的扱いをする、また特定の人たちを特別扱いをするということはありませんで、完全に町民の皆様に対しまして平等、公平に事業を行っているところであります。

その結果、町内におきましては現在、つまり同和対策事業を廃止したことによって同和地区ということを限定することもできませんし、同和事業の対象者もおりませんので、同和に関する関係者もいないということになります。

したがいまして、国が義務づけようとしております部落差別の実態調査につきましても、調査する対象者が御代田町においては存在しないということになりますので、私としましては御代田町では部落差別の実態調査については行わないということが結論であります。

御代田町では、同和事業を廃止する以前は、特に中学校において差別発言事件なるものが多発いたしまして、これによりまして部落解放同盟による御代田町の学校教育、あるいは、行政に対する介入が行われたことで町が混乱の中にありました。

しかし、同和事業を廃止した以降は１件の差別発言事件なるものは起きておりません。

つまり、御代田町の自主性において同和対策事業を廃止するということが部落差別を解消する一番の近道だということが証明されたものと考えております。

それを今度は国が実態調査をしなさい、差別解消のために事業を行いなさいということを押しつけてくることになるということになりますと、改めて御代田町に対して同和対策事業の実施を求めるということになりますので、私としましては法律で決まったことではありますけれども、しかし御代田町においてはその法律を施行する根拠が全くないということから、この法律に対する町の事業としては行わないというのが私としての結論であります。

以上です。

○議長（古越　弘君）　市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君）　今から強い決意を御代田町の到達点と、それから強い決意を申されたわけですけれども、その法律の中で今回も町長も言いました、法律の中では何をもって部落差別というのか、差別がどのように存在するのかはというのを提案者に委員会の中で質疑しましたが、提案者は差別の存在を肌で分かっているとい

うような答弁で、明確に答えることはできなかったとあります。

また、同法案で推進しようとする施策、相談体制、教育、啓発などの条文は無限定で不公正な同和教育による特権と利権の復活が懸念されると指摘、また行政に義務づけられる実態調査が旧同和地区住民を洗い出し、それ自体が国民の内心を侵害するものだとして、また新たな壁をつくりだす強い危険があると指摘されているわけです。

何を部落差別とするか、法律では曖昧、ですから運動団体のあれも差別、これも差別といった圧力の根拠となり、施策が強制されかねないわけです。

でも今町長は、御代田には施策の根拠がないので、実施はしないので、実施はしないというお話でありましたけれども、こういう法律がある中でやはり町のほうには運動団体からの要請、圧力というものがこれから起こってくるんではないかと推測されますが、町長現在は、自らが窓口として対応してるということでありますけれども、どのように考えているんでしょうか。

○議長（古越　弘君）　茂木町長。

○町長（茂木祐司君）　先ごろの信濃毎日新聞、３月３日付の新聞の中で部落解放同盟が全国大会を開いたという記事がありました。

この中で、部落解放同盟の委員長が冒頭挨拶で、昨年１２月に成立した部落差別解消推進法に触れ、法律を活用し、国や自治体が実態調査することなしに差別解消はないと訴えたとあります。

つまり、このことによりまして、部落解放同盟がこの法律を利用して新たな同和対策事業の推進を求めてくるという危険はあります。

実は、この法律が可決されたすぐに部落解放同盟佐久地区協議会というところから、私のところに電話がありました、法律ができたので説明に来るということでした。

私としましては、別に部落解放同盟から説明を受ける必要は全くありませんので、法律の内容は国や県から説明を受ければいい事なので、部落解放同盟から別に説明していただかなくても結構ですというお断りをしたんですけども、その際、法律を無視するのかという高圧的な姿勢できたわけですね。

私はこの事態をみたときに、例えば御代田町においては、私どもは御代田町において部落解放同盟との関係は、その課長が自殺に追い込まれたという、この中で私

としては部落解放同盟に対しては、謝罪しなさいということを申し上げております、１０年前に。

まず、謝罪すべきではないかということを申し上げて、抗議してあるわけですけども、しかし、そういうところに対して、それを承知の上で私のところに法律ができたんだから説明すると、彼らのいう説明というのは、決して説明ではありません。圧力をかけるというのが彼らの常套手段です。

ですから、恐らく部落解放同盟は、御代田町は拒否しましたけども、それぞれの自治体を回って、また新たな圧力をかける、新たな事業の要求をしていく、そういうことなのかと思います。

この同和対策事業は全国的に一般的に言われている問題と、御代田町は違います。御代田町はこの問題でどれだけ苦しい思いをして、行政が混乱させられて、そして多額の予算を使って、そしてそのことによって課長が自殺するという、最後まであったわけです。

だから、御代田町においては、この一般的な同和対策事業がこの法律という問題じゃなくて、御代田町における特殊な問題だと思っています。

したがいまして、私としては決してこの同和対策事業の復活というものは許さない、そういう立場で引き続き臨んでまいります。

以上です。（「町長、窓口っていう点で。窓口。そのいろいろな団体」と呼ぶ者あり）

すみません。窓口はどうするのかと、現在、１０年前からこの同和問題、特に部落解放同盟に対する対応は、対応する係はございません。私が全て対応するということになっておりますので、私が対応させていただきます。

以上です。

○議長（古越　弘君）　市村議員の質問中でありますが、会議規則第９条２項の規定により、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君）　今、町長のほうから御代田町には町長が就任して以来、同和対策課はありませんし、対応するところもないということで、町長自らが対応するということなのでありますけれども、ぜひ、やはり共通認識っていうものを職員の皆さんもしっかりやっぱりこのことに対しては持つ必要があると思うんですね。

町長が体を張って、交渉に臨むといっても、やはり職員の皆さん、それから教育関係、特に今町長も言ったようにこの１０年間、いつも学校で起こると、その差別発言といわれるものが私たちは差別発言とは思っていないんですが、そういうふうに言われるものが学校で起こると、そういう中ではやっぱり学校教育関係者の皆さん、それから町、職員、町長初め、やっぱり同じ共通認識に立ってやっていく必要があるのではないかというふうに思うんですけど、この点はいかがでしょうか。

○議長（古越　弘君）　茂木町長。

○町長（茂木祐司君）　おっしゃってるとおりかと思います。

行政として、共通認識として、御代田町における過去の悲惨な状況を絶対歴史を後戻りさせないという、そうした共通認識を持つように、私としても努力をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（古越　弘君）　市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君）　その学校の差別発言ということが平成１８年の５月１日に行われて、そのときに５月１８日と６月１２日に確認会というものが実施されたわけです。

今回もその確認糾弾っていうところでもこの法律、法案が提案された中で議論があるわけですけれども、その１９８９年の法務省通達に沿って確認糾弾は部落出身者以外は全て差別者、痛みは差別されたものしかわからないとする解放同盟の朝田理論に基づき被差別者が差別の有無、差別の本質を確定、認定するものであり、数えきれないほどの人権侵害と行政や学校への不当な圧力が不公正乱脈の同和行政に至ったことを指摘したわけです。

行きついたのが八鹿高校だと、八鹿高校事件だと告発しました。

それに対して金田勝年法務大臣は、民間団体の行き過ぎた言動が差別の解消を阻害し、新たな差別意識を生む要因に成り得るという点は、現在も変わらないと明確に答弁しています。

この１９８６年の、では国の到達点はどうなのかというそういう議論の中で、地域改善対策協議会意見具申というのが到達点ということで発表されてるわけですけど、この意見具申が指摘した新たな差別意識を生み出す要因とは、一民間団体の威圧的な態度に押し切られて不適切な行政運営を行うという行政の主体性の欠如が国

民の強い批判と不信を招来していること、招いていることです。

２、特に個人給付施策の安易な適用、同和関係者を過度に優遇するような施策の実施は、むしろ同和関係者の自立向上を阻害するとともに、国民に不公平感を招来していること。

３、何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして、企業・行政機関等への不当な圧力をかける、えせ同和行為は、同和問題は怖い問題であり、避けたほうがよいという誤った認識を植えつける大きな原因となり、新たな差別意識を生む要因となっていること。

４、確認糾弾を核にした民間運動団体の行き過ぎた言動が同和問題に関する自由な意見交換を阻害している大きな要因になり、それが差別意識解消の促進を妨げている徹底的な要因となっているという意見具申に対して、今回、日本共産党の仁比聡平参議院議員がその委員会で新しい要因を是正していくことが同和問題解決のために成し遂げるべき、きわめて重要な今日的な課題であるという地対協意見具申と、認識は同じかとの質問に、金田勝年法務大臣は民間団体の行き過ぎた言動が差別の解消を阻害し、新たな差別意識を生む要因に成り得るという点は、現在もかわらないと明確に１１月２２日に答弁していますので、ぜひ、本当に町が教育委員会も含めて職員の皆さん共通の認識の中で毅然として対応していくことが重要なのかなと思います。

この法案に対して参議院法務委員会では、附帯決議を出しております。部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議、平成２８年１２月８日、参議院法務委員会、国及び地方公共団体は本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するにあたり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

１、部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動と、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることもあわせて総合的に施策を実施すること。

２、教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により、新たな差別を生むことのないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるようその内容、手法等に配慮すること。

３、国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に関わる調査を実施するにあたっては、当該調査により、新たな差別を生むことのないよう留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法については、慎重に検討すること、右、決議すると、こういう附帯決議があるわけです。

町長、こういう中でやっぱり再度、しっかりとその全町的な認識ということでは、何か考えてることはございますでしょうか。共通認識を持つという。

○議長（古越　弘君）　茂木町長。

○町長（茂木祐司君）　申しわけありません。そういうことにまで考えが及んでおりませんでしたので、重要な御指摘かと思います。

○議長（古越　弘君）　市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君）　本当に、この部落解放同盟の言いなりになって事業を進めてきたという町の主体性の欠如が課長の自殺という、しかもそれが公務災害になっているわけですから、その悲劇を招いてしまったわけですから、その反省に立って、二度と悲劇を繰り返さないよう、町が主体性を持って毅然とした対応で臨んでいただきたいというふうに思います。

再度、繰り返しますけれども、本当に町長のみならず、職員の皆さん、教育委員会も含めて共通の認識となって、本当に主体性を持って取り組んでいただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

次に、２番目の、医療介護の大幅な改正の内容と、対応についてお伺いします。

国は、２０１７年予算編成において国費で賄う社会保障費を１，４００億円圧縮する目標を設定して、医療介護の大幅な改正が行われようとしています。

高齢者の負担増で医療介護サービスの抑制につながるのではないかと懸念されるわけですが、改正の内容と対応について、まず、初めに後期高齢者の医療制度についてお伺いしていきたいと思います。

２００６年の法改正から１０年、２００８年で制度がスタートしてから８年が経過し、９年目に入るわけです。後期高齢者医療制度、それまで老人保健法を名称ごと変更して、高齢者の医療の確保に関する法律が発足させられました。

もっとも大きな変化は、７５歳以上の高齢者を国保や健保から引き離して、７５歳以上の独立した保険制度をつくったことから、全員が保険料を徴収し、医療給付な

ど制度運営を行うこととなりました。

そういうような中からかなり多くの批判が集中する中で、大幅に軽減策が今まで無料だった人が扶養となってて、保険料払わなかった人たちが、保険料を納めなければならなくなったという中で、そういった軽減措置がとられてきたわけですけど、それがこの４月から改正されるということがあるわけですが、その点についてお願いいたします。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長　古畑洋子君　登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君）　お答えいたします。

後期高齢者医療制度の関係でございますが、７５歳以上を対象とした後期高齢者医療制度は、都道府県単位の後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や、医療給付を行っています。

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を負担し、保険料額は均等割額と、所得割額の合計額になります。

この制度の持続性を高めるため、平成２９年度の保険料から軽減制度が改正されます。

その改正内容は、３点でございます。

まず１点目でございますけれども、均等割額の５割、２割軽減の軽減基準の見直しでございます。

所得の低い世帯の被保険者は、均等割額が９割軽減、８．５割軽減、５割軽減、２割軽減となっています。

改正によりまして、５割軽減、現在２０６名の方がいらっしゃいます。２割軽減、現在２１１名の方がいらっしゃいますが、こちらの軽減該当条件がこちらは拡充します。

２点目でございます。２つ目でございますが、所得割額、軽減特例の段階的な見直しでございます。

被保険者の総所得の総所得金額から、基礎控除、こちら３３万円を引いた額が５８万円以下の人、年金収入で２１１万円以下の方につきましては、所得割額が５割軽減されております。

現在、対象となっていらっしゃる方は２３０名でございます。

改正によりまして、この所得割額軽減特例を段階的に見直し、平成２９年度は、２割軽減、平成３０年度以降は軽減なしになります。

ただし、年金収入が１５３万円以下の場合は、所得割額はかかりません。

３つ目でございます。

被扶養者の均等割額、軽減特例の段階的な見直しでございます。

現在、後期高齢者医療制度を加入直前に社会保険の被扶養者であった被保険者については、均等割額が９割軽減されております。

現在、２１８名ほどいらっしゃいます。

改正によりまして、この所得割額、軽減特例を段階的に見直し、平成２９年度は７割軽減、平成３０年度は５割軽減になります。

平成３１年度以降は、資格取得は、取得後２年間に限り５割軽減となります。

以上が改正の内容でございます。

○議長（古越　弘君）　市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君）　拡充される部分もありますが、やはり大幅な負担になる方も大勢いるようであります。

この政府は２０１５年６月３０日に経済財政運営と改革基本方針２０１５を閣議決定し、経済財政再生計画で２０１７年から１８年度、集中改革期間として３年間の社会保障費の増額分を１兆５，０００億円程度に抑える方針を掲げています。

社会保障のあらゆる分野で削減を進めてきています。

集中改革期間の２年目にあたる。

失礼しました、先ほど１７と言ったんですけど、１６から１８ですね。

その２年目にあたる１７年度の予算案の編成過程においても、社会保障費の自然増を概算要求時点で約６，４００億円に抑制し、そしてその上にさらに１，４００億円を削減して、約５，０００億円に抑制されたというのがあるわけです。

介護保険についても、やっぱりさまざまな見直しっていいますか、国民のほうからその減った部分、できるだけ財政的に消費税増税が見送られたことによる財源不足というわけですけれども、そういう中でその介護保険も見直しがされようとしているわけですけれども、介護保険については、改正内容はどうでしょう。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　それでは、介護保険関係についてお答えをいたします。

平成３０年度、２０１８年から介護包括ケアシステムをさらに強化するため、介護保険法の一部改正が２月に閣議決定されております。

その改正内容は、３点やはりございます。

１つ目に、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能等の取り組みの推進としまして、データに基づく課題分析と適切な指標による実績、評価でございます。

２つ目でございますけれども、今後、増加が見込まれる慢性期の医療、介護ニーズへの対応のため、一体的に提供する新たな介護施設、こちらは介護医療院と言いますが、そちらの創設でございます。

３つ目でございますけれども、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進としまして、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスの創設でございます。

これらの改正内容でございますが、町の対策につきましては、来年度、平成２９年度に策定する第７期介護保険計画、こちらは平成３０年度から３２年度にかけての計画でございますが、そちらに位置づけて対応する予定でございます。

また、本年８月からは、世代間、世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、２割負担者のうち、特に所得の高い層、年金収入でいいますと３４０万円以上の方でございますが、そちらの負担割合が３割となります。

現在、受給者のうち、２割負担者は４３名でございますが、そのうち９名の方が３割負担となる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（古越　弘君）　市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君）　それから、今、課長はこの２０１７年度について回答していただいたわけですけれども、この本当に介護保険制度については、今後、利用料の３割負担の導入とかいうことも計画されているようであります。

当初は、この経済財政再生計画改革工程表にあたって、福祉用具とか、住宅改修の原則自己負担化、要介護１、２の生活援助や通所介護保険給付から外して、総合事業へ移行、ケアプラン作成への有料化などがあったわけですが、介護業界や、国民の世論の反発を招いて、これらは見送られました。

しかし、引き続き、要介護１、２の生活援助サービスの総合事業への移行は検討するということになっていますので、今後、注視していきたいなというふうに思っ

ているところです。

また、認知症のことについてちょっとお伺いしたいわけですが、認知症対策は今や国民的課題であります、２０１２年の認知症者数は４６２万人であり、２０２５年には６５歳以上の人口の約２割になると言われています。

地域包括センターなど、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援、認知症当事者を支援する相談業務を行うのが、認知症地域支援推進員ということなんですが、この、またその認知症は初期症状のうちにプロが関わることが大事だとされており、医療介護の専門職が適切な医療圏につなげて自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームの配置というものも重要です。

これらは、２０１８年度までには全ての市町村への配置が求められているということですが、町はどのような計画になっているでしょうか。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　お答えいたします。

現在当町では、第６期介護計画に基づきまして事業を展開しているところでございます。

その中でやはり大きな柱といいますと、地域包括ケアシステムの構築ということでございまして、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう介護、医療、生活支援、介護予防を充実するということでございますが、中でもサービスの充実というのがございまして、認知症施策の推進というのはその中の一つの柱でございます。

やはり、現在、認定者、御代田町では４２０名ほどおりますけれども、その中でやはり６３％ぐらいがやはり認知症の方というふうに今のところデータを持っております。

そんな状況で、やはり認知症のケアの推進というのは非常に重要な位置を占めているというふうに考えております。

当町の２７年度から２９年度その６期計画の中での事業の展開でございますが、事業を進めながら体制を整えているような状況でございますが、先ほど市村議員が言いました認知症地域支援推進員につきましては、平成２７年度に設置をしてございます。

こちらは、保健師が兼ねておりまして、やはり認知症の人やその家族を支援する

相談業務等を行いながら地域のどんな形で連携してるかというところも整えている状況でございます。

ことしにつきましては、その認知症地域支援推進委員が中心になりまして、認知症ケアパスというものを作成してございます。

こちらにつきましては、地域の実情に応じてその地域ごとに認知症の人や、その家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいかということが理解できるように、状態に応じた適正な医療や介護サービスなどの提供の流れを示したガイドブックというふうに捉えていただければいいかと思います。

そちらを作成してございまして、そちらについてはケアマネジャー、または、民生児童委員に配布する予定となっておりますし、また、相談の際にそれを示しながら家族の方の相談に乗るというようなことを考えております。

それと先ほど議員のほうでおっしゃられた認知症初期集中チームの設置でございますが、これにつきましては、現在準備をしてる段階でして、平成２９年度、来年度には設置をする予定となっております。

こちらにつきましては、認知症の人やその家族に早期から関わるチームでございまして、早期の診断、早期の対応に向けた支援体制を構築することが目的となっております。

そちらの構成メンバーでございますが、医療・保健・福祉に関する国家資格を有する専門職２名以上、そして専門員が１名の３名がチームの編成でございます。

初期の認知症の対応というのは、なかなか難しい部分もありまして、どちらかといいますと初動体制をどう整えるかということになってきますので、初期だけではなく、現在、なかなか問題を抱えていって解決が見当たらないような方たちに対しても、このチームによりましてどういうふうに対応していくかということを整えるということになっておりまして、この３つのポイントにつきましては、当町、この３年間の中で対応するような形になっておりまして、２９年度には全て終了するというふうになっております。

以上でございます。

○議長（古越　弘君）　市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君）　本当に認知症対策というのが急がれるわけですけれども、そ

の初期対応が図れるということで、大いに期待をするものです。

次に、国保の現状と課題についてお伺いします。

まず、国保の現状、これから来年度、都道府県化が始まるわけですけれども、それにおいての今の国保の大体でいいんですけれど、おおまかな現状をお願いしたいと思います。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　それではお答えいたします。

今の現状ということでございまして、ちょっと私、今、予算書を持ってきてなくて、大変後悔しておりますけれども、今回の補正予算で示しましたけれども、予備費が２億２，０００万ほどございまして、１２月の議会のときに２号補正で一般療養給付費を１月当たり８，２００万ほどと計算しまして、また一般の高額療養費を１月当たり１，２００万円ほどで計上しておりますが、現在、ここまでやはり給付費が伸びてきておりません。幸いなことに低く抑えられているような状況でございますので、３０年度までの見通しにしましては、この状況で推移しますと比較的安定した運営ができるのではないかなというふうには思っております。

よろしいでしょうか。

○議長（古越　弘君）　市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君）　国保会計、昨年の暮れですと２億４，５００万ほど予備費があったように思います。

そういう中で今回、新年度予算においてはその２２％、平成２６年のときに２５年の１２月議会で料率改定して、翌年の２６年４月実施ということで始まったわけですけど、それから４年ですか、広域化になるまで毎年２，０００万ほど一般会計から繰り入れるということが言われたわけですけど、昨年の１２月の補正の段階では、２億４，５００万ほど予備費があるという中で今回の２９年度の当初予算においては、その２，０００万の繰り入れはしないという中で、同じく補正が出されていたわけですけれども、２８年度の補正、２，４００万円ほど要減額されて、今の予備費残額は２億２，１３０万１，０００円あるという中で、広域化までは安定に運用できるんじゃないかという報告があったわけです。

この国保においてでも、改正内容というのはどのようになってるでしょうか。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　それでは、お答えいたします。

国保の関係でございますけれども、国民健康保険が高齢者等による医療費の増加によりまして、小規模自治体の国保財政が逼迫し、安定運営が厳しくなっていることから財政の運営主体を平成３０年度に市町村から都道府県に移行するものでございます。

この改正によりまして、県が財政運営の責任主体として保険給付費の総額の見込みの算定、市町村が納める納付金の決定と、納付金を納めるために必要な標準保険税率の試算、給付費の交付など、財政面の管理を担うことになります。

一方、市町村でございますけれども、保険税率の決定、賦課徴収、資格管理、保険給付、特定健診などの保健事業の実施と、これまで同様住民に身近な業務を担うことになります。

現在、県と１０市町村が構成する国保運営連携会議で、長野県における国保運営方針案でございますけれども、そちらの検討を進めており、制度改正後の保険税等の算定方式や納付金、標準保険税率の算定方式、高額医療費の共同負担の是非、自治体ごとの医療水準による調整幅、一般会計からの法定外繰り入れの扱いなどについて検討をされてる状況でございます。

ことしの８月ごろをめどに、一定の方針が示されることであります。

今後は、県の方針を踏まえて事務、業務を進めていくことになります。

また、当町の国保財政の現状は、先ほどお伝えしたようなことで比較的安定していることで、比較的安定な運営ができるのではないかというふうには考えておりますが、あわせて３０年からのそちらの制度改正にあわせて一般会計の法定外繰り入れの解消とか、削減がこれは、国から求められていることもありまして、平成２９年度の当初予算では先ほど市村議員がおっしゃられたように、一般会計からの２，０００万円の繰り入れがしてない状況でございます。

以上が状況でございます。

○１２番（市村千恵子君）　課長すみません。

今年度の国保における改正内容っていうのは、何か。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　今年度につきましては。

○１２番（市村千恵子君）　ないですか、医療費の自己負担の月額上限、設けるとか。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　ちょっと私の手元にはその資料はございませんで、申し

わけないんですけれども、ちょっとすみません、そこの部分については、まだちょっと情報としてしっかりきていないので、ちょっとお答えできないんですけれども、今後の見通しを見ながらそういった新たな改正についても少し注目をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

○議長（古越　弘君）　市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君）　この８月に医療費の自己負担に月額上限を設ける、高額療養費制度では、８月から住民税課税の７０歳以上を対象に、負担上限額が引き上げられます。

年収３７０万未満の場合、外来負担上限額は月額２，０００円上がって１万４，０００円になります。

入院を含む負担上限額は、１万３，２００円ふえて５万７，６００円という情報があったんですけれども、また、療養病床に入院する６５歳以上の居住費、水光熱費は１日３２０円だったものが、３７０円に値上げされると、症状が重い患者にも新たに１日２００円の居住費負担が強いられるということがあったんですけど、じゃあこの部分は、まだ情報としてはまだ町のほうには入ってないということで。わかりました。

今、課長もこれから長野県のほう、広域化についてはその都道府県化については、８月ごろに説明があってということなんですけれども、もう埼玉県では、都道府県化の移行について、標準保険料率っていうのが都道府県で設定することになるわけですが、埼玉県では標準保険料率の試算が公表されて一般会計からの法定繰り入れを考慮しない試算のため、保険料が現在の１．７倍という試算が示された自治体もあるというようなこともありました。

そういう中で、本当にこの広域化になったときに御代田町の保険料はどのくらいになるのかと、非常に今、御代田町はやはりまだ高どまりですよね。７７保険者の団体の中で、やはりかなり上位にいると、１０番以内にはいるように思っているわけですけれども、こういう年金が引き下げられ、医療介護で負担がふえる中で、ぜひとも医療から、介護から、除外されないよう、ぜひそういったきめ細かな対応が望まれるわけですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　今、非常に高い部分で推移してるということでございます。当町としてもやはり２２％、２６年度に上げた段階で、やはりそういったことにはなっておりますが、当町は今の段階では、そういったこともございまして、比較的健全な運営ができているというふうに言っていいのではないかというふうに思っております。

住民の皆さんの御負担は本当に大変なものというふうに考えておりますけれども、やはりいろいろな情報を今後得て、また町としてもいろいろ考慮してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古越　弘君）　市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君）　本当に、そうですね、いろいろな改正の中で負担増も強いられることもあるわけですけれども、ぜひとも介護医療から排除されないよう、きめ細かな対応を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（古越　弘君）　以上で、通告５番、市村千恵子議員の通告の全てを終了します。

以上で本日の議事日程を終了します。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

散　会　午後　４時３０分